

株主支配と「会社それ自体」支配

—北原 勇の所論の検討—

村 田 和 彦

1 序

われわれの生産生活と消費生活に大きな影響を及ぼしている企業活動の基本的性格を明らかにするためには、企業活動の担い手・主体が企業活動の遂行を決断した動機・意図を解明する作業が不可欠となる。この作業を行なうためには、企業活動の主体そのものを確認しておくことがさらに必要となる。企業活動のうちで、今、最高管理職能が中核的位置を占めるとするならば、その担当者としての「経営者」が企業活動の中核的主体となる。この経営者について、つぎに問題となるのは、彼は一体どのような基準にもとづいて、誰によって、最高管理職能の担当者として選出されることになったかである。この問題は、今、経営者を選出する主体を「支配者」とよぶとするならば、企業の支配者は誰であり、どのような意思を経営者に押しつけているのか、という問題になる。すなわち、企業活動の主体とその動機・意図を明らかにするためには、われわれは、さらに企業の「支配者」と、この支配者が経営者に押しつけている「意思」を明らかにしなければならないこととなる。

ところで「企業の支配者」に関しては、それをどこまでも「株主」とす

る「株主支配論」,「金融資本」とする「金融資本支配論」,さらに非所有者である「専門的経営者」とする「経営者支配論」等が展開され,相互の間で論戦がくりひろげられているのであるが,「企業の支配者」として「会社それ自体」を考えるべきであるとする独自の所論が,北原 勇によって展開されている。そこで本稿においては,北原の「会社それ自体支配⁽¹⁾論」を正確に理解するとともに,それを内在的に検討することを介して,(1) 企業の支配者は誰なのか,(2) 企業の支配者が経営者に押しつけている「意思」の内実は何であるのか,(3) 企業の支配者に関して変更があるのか否か,変更がある場合に,それはどのような要因によって生じたのか,(4) 企業の支配者の変更は,企業活動にどのような影響を及ぼすこととなるのか,といった一連の問題について考察をこころみる⁽²⁾こととする。

(1) 本稿で,われわれが取り上げる北原 勇の「会社それ自体支配論」とは,つぎの著書において展開されているものである。

北原 勇,現代資本主義における所有と決定,岩波書店,1984年。

(2) 北原の所論に関しては,つぎの文献が重要である。

小松 章(稿),現代巨大企業における支配の構図(1),(2),および(3)——北原理論をめぐって——,埼玉大学「社会科学論集」,昭和61年1月第57号,昭和61年10月第59号,および昭和63年2月第63号。小松は,これらの文献において,北原の所論に対して,「絶対的個人大株主による個人的支配」から「相対的個人大株主層による構造的支配」への「支配的株主の変化」という視点から批判的検討を試みている。

2 北原の所論の課題と構成

北原の所論の検討を行なうためには,彼の所論の理解に努めることが必要とされるのであるが,本節においては,さらにそれに先立って,(1)北

原自身の問題意識と研究課題、(2) 研究課題に北原が取り組むにあたって選択した「観点」、(3) 北原の所論で用いられている基礎概念、および(4) 北原の所論の構成について明らかにしておくこととする。

(1) 北原の問題意識と研究課題

北原によるならば、現代の資本主義経済においては、少数の巨大企業が、「全経済の動向を左右し人びとの全生活をさまざまに規定する強大な力をもっている。」(v 頁)⁽¹⁾ しかもこれらの巨大企業の大株主についてみるに、「自己の株式所有にもとづいてその企業を牛耳っているような個人や家族の名を見出すことは困難である。」(v 頁) 逆に、「企業の最高権力は専門的経営者が握り、多数の余備軍がこのトップ経営者の地位をめざしてひしめき合っているようにみえる。」(v 頁) しかもこうした事態は、日本についてのみならず、より一般的に現代資本主義に共通する傾向でもある。

それでは、「このばあいの経営者の行使しうる権力は何にもとづいているのだろうか。」(v 頁) また「資本家は、どこに、どのような姿で存在するのか、巨大企業の形をとった資本の運動が誰によってどのように担われているのか、またそのことは何を意味するのか。」(v 頁—vi 頁) そもそも「多くの人びとが身を託し、さらにはそこに生きがいさえ見出し、人生の大半の時間と精力を費している『会社』とは一体何なのか。」(vi 頁) これが、北原の所論の出発点にある問題意識である。

こうした問題意識のもとに、北原の所論は、「現代資本主義における経済権力の所在と性格を明らかにし、支配・従属関係の現代的特質にせまろうとしたものである。」(v 頁) 換言すれば、「現代資本主義の全体像を把握し、その特徴を的確にえぐり出すとともにその特徴のもつ歴史的意義を明確にすること、これは至難のことである」(1 頁) が、この「至難のこと」に、「現代資本主義を現代資本主義たらしめる構造的諸特徴のなかで

も、……とくに重要で中心的なものである」(2頁)と北原が解する「所有と支配」にかんする現代的特徴⁽²⁾に焦点をあてて、「現代における『所有と支配』の特質を正確に把握し、その歴史的意義を解明すること」(3頁)を通じて挑戦しようとしたものが、北原の所論である。

(2) 北原の所論の「観点」

それでは、こうした研究課題に取り組むにあたって北原は、どのような「観点」、「視点」、あるいは「立場」を選択しているのだろうか。

「巨大企業における個人的所有者兼支配者の存在しない事態」(17頁)を分析し、その核心に迫るためには、新しい概念装置が必要であるとして、北原は、「会社それ自体」という新しい概念を提起し、これについて、つぎのように説明している。しかもこの説明は、同時に、北原が自己の研究をすすめていく際の「観点」・「視点」についての説明にもなっている。そのかぎりにおいて、北原のつぎの説明は、きわめて重要な内容をもつものである。

「個人的所有者兼支配者の存在しない現代の独占的的巨大企業においては、自然人ではなく『会社それ自体』が現実資本の直接的所有主体であり、その所有にもとづく支配力をもつ経済主体であり、それゆえに行動主体でもあるのである。そして、この『会社それ自体』と株主と経営者の三者相互の関係と位置づけを正確に認識することによってはじめて、現代における『所有と支配力』の真の所在およびそのあり方も、また株主および経営者の階級的性格も、解明できるのである。このばあい、『所有と支配力』は多元的重層的な構造をもつのであって、19世紀の個人資本家における一元的な所有と支配力(所有と支配力との一体性)とは大きく変容していることが確認されるべきである。すなわち、現代の独占的的巨大企業においては、現実資本の所有の、株主による間接的な所有と『会社それ自体』によ

株主支配と「会社それ自体」支配

る直接的所有とへの二重化と内容分割が成熟し、これに対応して、現実資本の所有にもとづく支配力も、株主と『会社それ自体』へ、さらには『会社それ自体』の支配力を代行・行使し、かつ一部横奪するところの経営者へと多重化し分割されるのである。このような内容をもつ現代的な『所有と支配』が、『^{マネジメント・コントロール}経営者支配』として現われるのであって、それは決して、マネジリアリスト（経営者支配論者——村田）が主張するような『所有権そのものの形骸化と所有に本来属していた支配機能の経営者による掌握』ではないし、『所有と^{コントロール}支配の分離』でもない。なお、現代における金融資本の形態とその本質をとらえるためにも『会社それ自体』の概念は有効、不可欠のものである。」（17頁—18頁）

また北原は彼の「立場」・「把え方」をつぎのようにも表明している。「私の到達した^{立場}は、巨大企業における『会社それ自体』の自立化に注目し、『会社それ自体』による実質的所有とそれにもとづく権力、という^{概念}によって問題の核心に迫ろうというものである。巨大企業において『会社』はもはやたんなる擬制ではなく、一個の自立した生命をもつ実在である。『会社それ自体』が実質的な所有主体でもあり、またそれゆえに支配主体にもなっているという^{把え方}、そして、それこそが巨大な結合資本の現代的な存在形態なのだという^{把え方}、これが本書の提起する主張である。」（vi頁）

（3）北原の所論の基礎的諸概念

北原は本論を展開するに先立って、彼が使用する基礎的概念、すなわち「所有」、「占有」、「支配」、「制約」、「コントロール」、および「決定」の内容を明らかにしている。というのは、これらの基礎的諸概念が不明確なままに用いられることによって unnecessary 混乱が生じていると解されるからである。以下、北原による概念規定を順を追って試みていくこととする。⁽³⁾

「所有」(ownership; Eigentum)とは、ある主体が、ある対象に対して、自分のものとして、すなわち自分の意思の支配領域として関係行為をなすという関係(可能態としての所有)、およびこの関係行為をなすこと(現実態としての所有)である。人が、ある物を無限定的・排他的に支配する可能性をもっているとき、あるいはまたこの可能性が現実化してそれを支配しているとき、人はその物を「所有」しているという。所有主体は一般的には人であるが、本来、諸個人の集団も、また法人も国家も所有主体となりうるものと考えられる。

「占有」(possession; Besitz)とは、対象物を自己のために自分の意思のもとに保持することである。「占有」は、対象物を現実に保持・支配しているという事実的關係のみを意味するものであるから、「占有」には、「現実態としての所有」以外、「所有」にもとづかない「占有」もある。ある物の「所有」者がそれを自分の意思で一定期間契約で他人に貸すという事態は、「所有」はいぜんとして貸し手の側にあるが、その物は借りた他人によって「占有」されるのである。

「支配」(domination or rule; Herrschaft)とは、一般に、ある主体がある対象をして自己の意思に服させることである。支配の主体は本来的には人であるが、所有主体と同様に諸個人の集団も法人も国家も支配主体となりうる。これらが支配主体のばあい、本来の主体たる人との構造的關連が問題とされねばならなくなる。

命令によるにせよ、影響によるにせよ、対象をして支配者の意図どおりに、あるいは意図に沿うように運動させる仕方の「支配」が「コントロール」(control)である。これに対し、対象の運動範囲を限界づける仕方、すなわち、一定の枠内では自由な運動をゆるすが、この枠を越えることは許さないという仕方、あるいは、その運動に大まかな方向づけだけを与え反対方向の運動はゆるさないという仕方の「支配」もある。これらは「コ

ントロールと区別して「制約」(constraint)とよばれる。

「支配」というのは、支配者の意思のもとへの対象の服従を意味するのであるから、「支配」においては、この意思がいかなるものであるかが重要であり、支配者によってその内容が「決定」されてはじめて「支配」は具体化されうることになる。このばあいの「決定」とは支配対象の状態や行動にかんして考えられる諸代案の中から、支配者が自己の欲することをもっともよく実現するだろうと判断される案（あるいは政策）を選択する行為である。

以上において、われわれは、北原が用いている基礎的諸概念についての北原自身による定義を明らかにした。北原は、「支配」に関しては、「決定」を最も重要な要素として位置づけ、本論では、「所有と支配」ではなくて、「所有と決定」という語句を用いることとなる。したがってまた、著書の表題も、「所有と支配」ではなくて、「所有と決定」となっている。⁽⁴⁾

(4) 北原の所論の構成

既述のように北原の研究課題は、現代資本主義のもとでの巨大企業における「所有と決定」の特徴とその意義を明らかにすることなのであるが、北原はその作業に取り組む前に、そのための理論的準備として、まず「資本制企業一般における所有と決定」について考察をすすめる。なぜなら、「現代資本主義に特徴的な『所有と支配』の諸変化の内実と意義を解明するためには、その理論的基準として、これらの諸変化が生ずる前のいわば資本主義一般における『所有と支配』を明確にしておくことが必要である」(4頁)からであり、また「このような基礎的作業をしっかりと行かないと、所有と決定の現代の特徴の中にも一貫してつらぬいている資本制的性格を見失ったり、また現代的な特質の正確な認識が不可能となる」(34頁)からである。

こうした基礎的作業として、北原は、まず第1に「資本制個人企業」を想定して、そこにおける所有と決定の関係を考察し、その後に「株式会社一般」における所有と決定の関係を検討している。この場合に「資本制個人企業」というのは、北原によれば、「生産手段の私的資本制的所有を前提とする資本主義経済のもっとも原基的な企業形態であり、19世紀に典型的な発達を示した資本主義の自由競争段階に支配的な企業形態」(34頁)であり、「株式会社や金融資本における資本制的『所有』や『支配』などの原型」(34頁)として、そのもっとも単純な姿態を示すものである。したがって「この原型を理解した上で、またそれを基準としてはじめて、株式会社や金融資本などの発達した企業形態についての分析が可能となるのである。」(34頁)これに対して「株式会社一般」の考察を北原が試みるのは、現代の巨大企業のほとんどすべてが株式会社形態をとっているからであり、しかも北原によれば、「現代巨大企業における『所有と決定』の特徴は、すでに株式会社一般に備わっている特徴が実質化し成熟したものにほかならない」(35頁)と解されるからである。

さてこうした理論的準備作業を完了した後、それを理論的基準として踏まえて、北原は、いよいよ現代資本主義における『所有と決定』の内実とその意義を解明するという作業に本格的に取り組むこととなる。この場合に、「現代資本主義」として北原によって把握されているのは、「経済過程にたいする国家の大規模かつ恒常的な介入によって特徴づけられる独占資本主義」(340頁)、すなわち「国家独占資本主義」であって、しかも「第二次大戦終結以降の国家独占資本主義」(344頁)である。

ただし、この場合に見落されてはならないのは、北原によれば、「その基本的経済構造はあくまでも、少数巨大独占資本が一国経済の中核的な主要生産部門を掌握し独占価格支配を中軸として一国経済を支配している独占資本主義である」(124頁)という事実である。そこで北原は、まず

「独占資本主義一般」における所有と決定の特質を明らかにすることに取り組む。しかもその際北原は、何よりも、現代資本主義経済の中心に位置し、その動向を左右する独占的巨大企業、すなわち「現代巨大企業」そのものにおける所有と決定の特徴について考察を進める。その際、「現代の巨大企業の多くは、複数の巨大企業からなる企業集団を形成しその一環として存在している」(145頁)という事実については、これをひとまず意図的に北原は考慮の外に置く。

つぎに改めて、「現代の巨大独占企業の多くは他の諸企業と企業集団を形成し、その企業集団の中で一定の位置を占めている」(247頁)という事実を考慮して、北原は「企業集団」における所有と決定の特徴を明らかにすることに努める。北原がこのようにまず企業集団的關係を捨象して巨大独占企業それ自体における所有と決定の特質を考察した上で企業集団的關係における諸問題を考察しようとするのは、「現代の巨大企業の一部には集団から独立して存在するものもあるし、また企業集団を解明するためにも、まず集団を形成する個々の巨大企業それ自体を、純粋な形で考察することが論理的に不可欠と思われた」(247頁)からである。しかしそれのみではない。北原は、さらに、そこにつぎのような問題意識があったことを表明している。

「バーリ＝ミーンズ以降のマネジメント・コントロール型企業の制覇を強調する見解の主流は、明らかに個々の巨大株式会社を実質的にも自立的な存在として把握したうえでの議論に終わっており、それらの個々の巨大株式会社を企業集団的關係のなかで位置づけるとどうなるかという問題を考察しようという志向はほとんどない。他方、マルクス経済学の側における分析の伝統は、金融資本的企業集団やインタレスト・グループを考察の主要対象として『金融資本支配』を強調するのであるが、そこでは自立的な巨大独占企業の存在や、集団内における巨大独占企業の自立性が過小評

働されているし、それと裏腹に巨大独占企業それ自体の『所有と決定』や資本としての運動の分析が軽視あるいは無視されてきた傾向にある。その結果、金融資本的企業集団の分析自体に、不明確さや誤りが生じていると思われる。以上の相対立する見解にみられる一面性を克服しなければならないというのは筆者の従前からの問題意識である。」(248頁)

さて、現代巨大独占企業それ自体における所有と決定の考察と、企業集団における所有と決定の考察を行なった上で、最後に、経済過程にたいする国家の大規模かつ恒常的な介入という特徴をもつ現代資本主義における「所有と決定」の変化の内実と意義を、「現代国家が巨大な占有・所有の主体としてたち現われ、この占有・所有を武器とした諸政策をつうじて巨大独占企業の行動を大きく制約したり促進したりしているという側面を中心に」(339頁)把握することに北原はすすむ。

さて北原の以上の考察は、主として現代米国の巨大企業と企業集団に焦点をおいて、現代資本主義における巨大企業の「所有と決定」の一般的特質を明らかにするためのものであり、結論として、北原は、「現代巨大企業や企業集団……においては、個人的株主から独立した『会社それ自体』による実質的所有の成熟、『会社それ自体』による所有にともなう支配を組織的に代行する経営者の実質的コントロールがすすんでいることが、一般的特質である」(375頁)ことを確認する。そしてこの確認を踏まえて、北原は、さらに現代日本の巨大企業における所有と決定の特質を、「株式持合い」と「借入金依存」とに焦点をあてて考察する。

以上において、われわれは、(1)北原の問題意識と研究課題、(2)北原の研究の「観点」、(3)北原の所論で用いられている基礎的諸概念、および(4)北原の所論の構成を明らかにした。これによって、北原の所論を理解するために必要な基礎が確立されたことになる。そこで節を改めて、

株主支配と「会社それ自体」支配

北原の所論の核心をできるかぎり正しく浮彫りにしていく作業にとりかか
ることとする。

- (1) 以下、括弧の中の頁数は、北原 勇の著書「現代資本主義における所有と
決定」からの引用箇所を頁数を示すものである。
- (2) 「所有と支配」にかんする現代の特徴の現象として、北原は、「巨大独占企
業における株式所有と経営・支配との分離」のみならず、さらにつきの三つの
現象を把握している。すなわち、(1)「経済過程にたいする国家の大規模かつ
恒常的な介入、とくに公的資金供給と公企業の比重の増大、および私企業の活
動への国家によるさまざまな便益供与と制約・誘導」、(2)「個別大企業の経営
政策の決定や国家の政策決定にたいする労働者組織の『参加』、さらには各種
の圧力集団による影響力の行使といった権力の『多元的』状況」および(3)
「労働者大衆の生活状態の改善（高水準雇用の実現、社会保障制度の充実、社
会的消費手段の公的供給、労働者財産形成政策の実施）、さらには労働者大衆
の貯蓄が社会的総資本の一大源泉となるほどの『豊かな労働者層』の出現、総
じて労働者に勤勉を強要する諸関係の弛緩」が、それである。（北原 勇、前
掲書、2頁、参照。）
- (3) 基礎的諸概念についての以下の論述は、北原 勇、前掲書の23頁—29頁
に依拠している。
- (4) この点については、北原 勇、前掲書、29頁参照。

3 資本制企業（一般）における所有と決定

現代資本主義に特徴的な「所有と決定」の諸変化の内実とその意義を明
らかにするに先立って、その理論的基準として、北原は、これらの変化が
生ずる前の資本主義一般、より具体的には、自由競争段階の資本主義のも
とにある「資本制企業一般」における「所有と決定」の特徴を、(1)資本
制企業の原型としての「資本制個人企業」と(2)「株式会社一般」とに分

けて明らかにしている。

(1) 「資本制個人企業」における所有と決定

資本制個人企業における所有と決定の特徴に関しては、北原は、これをさらに、1) 必要な資本の全額を企業家個人が自分自身で「所有」する個人企業の場合、2) 借入れ資本を「占有」し運用する個人企業の場合、および3) 資本の「所有者」でも「占有者」でもない単なる「管理者」が資本の運用を代行する場合に分けて考察している。

このうち企業家個人が必要資本の全額を自分で「所有」する個人企業の場合の「所有と支配」の特徴として、北原は、つぎの3点を挙げる。(1) 「ここでは、企業活動に対する……企業家の『支配』の根拠が資本の『所有』にあること……が純粹かつ全的にあらわれている。」(39頁)(2) 「『支配』概念が、その中枢部分として『決定』をふくんでいる。」(40頁) すなわち「対象をして自分の意思のもとに従属させるという『支配』は、ここでは基本的な『決定』を他人からの干渉を一切受けずに自律的に行なうということ……を中枢として実現される。」(41頁)(3) 「企業家の企業活動に対する『支配』のなかで労働者に対する資本家的支配が枢要な部分をなしている。」(42頁)

つぎに企業者が他人から貨幣資本を借りて資本制的経営を行なう場合の「所有と支配」の特徴として、北原は、つぎの4点を挙げる。(1) 「貨幣資本の貸付けにおいては、所有の移転は行なわれない。」(48頁)(2) 「貸し手は、その貨幣を資本として占有し機能させる権利を企業家＝機能資本家に譲渡することによって、企業活動の成果＝利潤のいかにかわりなく、一定期間後に元金とともに利子を受取る権利を保有している。」(49頁)(3) 「企業家は、借入れた資本にかんして占有者＝現実的支配者であり、生産活動にかんする最高『決定』者＝『支配』者である。」(50頁)(4)

「利子支払いと返済義務づきの貨幣の譲渡＝資本としての貨幣の貸付けは、……機能資本家をしてこの貨幣を資本として機能させるべく運命づける」(53頁)ので、「貨幣資本家は、再生産過程において……『機能資本家によって代表されたものとして、労働の搾取に参加している』ことになる。」(53頁)

これらに対し、企業家が資本の運用に関する決定機能を資本の所有者でも占有者でもない「単なる管理者」に代行させる場合の「所有と支配」の特徴に関しては、北原は、つぎの2点を指摘している。(1)「表面上は、雇われた管理者にすべての決定が委任され、管理者が最高の決定権を握った支配者であるかのように現象する」(57頁)が、しかし、「企業家は諸『決定』を管理者に委ねつつも、窮極的決定権をもって管理者の意思と行動をきびしく『制約』し、これをつうじて企業活動を『支配』している。」(58頁)(2)「管理者が、実際の立案・選択＝決定を担当しつつも、窮極的には企業家の意思のもとにあるのは、彼が資本の非所有者であるばかりか非占有者であることによる。」(58頁)⁽¹⁾

以上においては、企業家の決定と行動の自律性がもっぱら強調されているのであるが、資本制個人企業に関して看過されてはならないのは、北原によれば、多数の独立の個人企業家の自律的な決定と行動の結果として、企業家に対して、一定の外的強制、すなわち「競争による強制」の作用が働くことである。ここに「競争による強制」として北原によって理解されているのは、全生産部門の利潤率を平均化・均等化させる作用と、資本蓄積⁽²⁾と生産力発展への強制である。北原がこうした「競争による強制」の存在に注目するのは、それが企業家に対して、「利潤最大化」の自己目的化、「蓄積のための利潤最大化と利潤最大化のための蓄積」(71頁)すなわち、資本の無際限の自己増殖と蓄積の運動の忠実な担い手であることを強いる

からである。しかもこのことは、「支配の眞の主体、……は資本であって企業家＝資本家はこの資本の人格化されたものである」(73頁)ことを意味する。

(2) 株式会社における所有と決定

北原によれば、株式会社における企業資産は、本来、出資者である株主の共同所有物であるが、法律上は、つぎのような特有の形式を与えられている。すなわち「複数の出資者＝株主の共同所有である企業資産は、『法人格』を認められた『会社』という単一主体による所有という形式をとっており、したがって企業資産にかんするあらゆる権利・義務(企業の債務をふくむ)は、すべて、単一主体たる会社に帰属するという形式をとっている。それゆえ、個々の出資者＝株主は、会社資産に対して直接的権利をもつのではなく、法人の一構成員としての資格において間接的権利をもつという形式をとる。」(93頁)

北原は、株式会社の法形式のうちに、「会社それ自体」の所有という形式が存在していることを確認した上で、「株式会社における『会社それ自体』による所有という形式が、たんなる形式にとどまらずに一定の実質を含むこと、また株主構成の状況いかんではその内実を次第に拡大せうるものである」(109頁)と主張する。

この場合に、「会社それ自体」による所有という形式がたんなる形式にとどまらずに一定の実質を含むと北原が主張する根拠は、つぎの二つである。その一つは、(1)「各出資者とその意思によって出資分の払戻しを請求したり実行したりすることができない」(97頁)、(2)「すべての株主が会社の意思決定・業務担当の意欲をもっているわけではない」(98頁)、および(3)「企業利益すべてが出資＝株式割合に比例して自動的に株主のものとなるのではない」(99頁)からして、「株式会社における株主の所

株主支配と「会社それ自体」支配

有が実質において、そもそもから十分なものではなく、その一部が損なわれている」(100頁) ことである。他の一つは、「株主による出資払戻し＝会社資産・現実資本の引上げを廃絶することによって、株式会社の企業資産は、株主の意向のいかんにかかわらず、また出資者の交替がどう行なわれようとも一切の影響をうけない、独立の、そして分裂したり一部脱落したりすることのない完全に一つの融合した資産のかたまりとなるし、会社はかかる資産を永久に自己のものとし、資本として占有・使用する一つの独立した所有主体となっている」(100頁) ことである。

企業資産が株主の完全支配下からはなれ、そのかぎりで実質的にも会社自体の支配下に入るということは、資本分裂の阻止と資産の資本以外への用途への転用の阻止とを含んでいるが、⁽³⁾このことは、北原によれば、「株式会社という企業形態が、固定資本の厩大化した生産力段階にふさわしい大規模かつ継続的な生産活動を遂行する結合資本をつくりだしたことを意味すると同時に、⁽⁴⁾この結合資本の所有主体たる株式会社が、個人企業家や合名会社・合資会社よりも、資本家としてより完成度の高いものとなる」(101頁) ことも意味する。すなわち、「資産を私的消費にあてる可能性を全く閉ざし、ただひたすらに価値増殖のために資産を資本として運動させることに専念する、あるいは専念せざるをえない株式会社は、そのかぎりです、『資本の人格化としての資本家』らしい資本家である。」(101頁)

これに対して、「会社それ自体」による所有が、株主構成の状況いかなんではその内実を次第に拡大させると北原が主張する根拠は、株式の分散が極度にすすみ、株主数が非常に多数となり、上位いずれの株主も持株比率がとるに足らないような会社のばあいには、「株主による所有の実質の一部喪失」と「会社自体による所有の実質化」という株式会社一般にみられる株式会社固有の特質が、もっとも成熟した内容をもって全面開花し、「各株主の出資した資金(貨幣資本)は融合されて、株主から独立した一

つの会社資産・現実資本として、独自に自己増殖をとげていくということが、そしてこの結合資本の自己増殖運動を媒介する『資本家』の役割をはたすのが『会社』にほかならないということも、明白に現われることになる」(107頁)からである。

さて、以上のことは、「株主による実質的所有ははじめから完全なものではありえず、さらにはその内実が次第に空洞化する可能性をもつ」(109頁)ことを意味するのであるが、しかしながら、北原は、ただちに、「それによって会社資産＝現実資本にたいする『株主による所有』が全面的に否定されるわけのものではない」(109頁)ことを注意する。というのは、個々の株式に内在している利益配当請求権、さらには「会社業務の管理への参加権」(109頁)は、いかに「ほとんど無に近い」としても、しかし「それらの多数が一つにまとまって統一意思を形成すれば大きな力を発揮しうるし、過半数の株式を代表する意思が統一できれば、それが会社を支配する意思となる」⁽⁵⁾(110頁)からである。すなわち、それらは、ともに「企業資産に対する本来の所有権の変形」(110頁)である。そこで北原は、現実資本＝企業資産に対する株主の所有を全面的に否認する考え方を却下する。北原自身の考え方は、つぎのとおりである。「株式会社においては、現実資本・企業資産にたいする所有は、『会社それ自体』による直接的所有と間接的所有とへ分裂し二重化する。この分裂において、それぞれの所有が一定の実質をふくむがゆえに、単独では完全な資本所有とはなりえない。両者が相補い重層的に合体してはじめて一つの完全な資本所有となる。そして、資本所有の内実は、両者へさまざまな比重で分割されうることになる。」(112頁)

この論述において、「それぞれの所有が一定の実質をふくむ」と北原が主張しているが、その際、「一定の実質」として北原によって理解されているのは、企業資産の直接的所有者である「会社それ自体」については

「コントロール」という内実の支配であり、企業資産の間接的所有主体である「株主」については「制約」という内実の支配である。これを要するに、「株式会社における『支配』は、間接的な所有主体である株主による『制約』と、直接的な所有主体たる『会社それ自体』によるコントロールとに分裂することになる。『支配』はこの両者の総体として理解されねばならない。」(120頁)

株式会社一般における所有と決定の重層的構造の存在を指摘した上で、北原は、さらに株式会社における所有が社会的性格をおびながらも「基本的に私的所有たる性格を脱しえない」(115頁)こと、および株式会社の所有・支配構造の多様性にもかかわらず、「どの状況においても株式会社の企業活動の中には資本家的意思が貫徹し、そこでは資本制的支配が行なわれる」(118頁)ことを注意している。

まず前者の株式会社の所有の社会的性格と私的性格についての北原の見解を取り上げることとする。北原は、(1)株式会社が複数の個人がそれぞれの所有資金を出資し合い一つに融合させるという共同行為によって形成された「結合資本」の企業形態であること、(2)所有の結合が各個人から独立した会社というまさに社会的な存在を媒介とし、個々人の資金をこの会社自体の所有に移すという形式で行なわれること、そして(3)企業資産＝現実資本にたいする所有が、直接的な所有主体たる「会社それ自体」と間接的な所有主体たる株主という多元的諸主体によって重層的に担われることのうちに、株式会社における所有の社会的性格を見出す⁽⁶⁾。

しかしながら、北原は、他方で、(1)「株式会社による『社会的』所有はその多元的所有諸主体の排他的な個別利害を消滅させないで内に含んだ共同所有だということ」(116頁)、および(2)「株式会社への諸資本の結合は、あくまでもそれぞれの私的な利益を共同して追求するためのもので

あって公的利益とは本来無関係である」(117頁)ことを根拠に、株式会社における所有の私的性格を強調する。しかも北原によれば、「株式会社の所有が一面で社会的所有の質をもちながら……基本的に私的所有でしかないということが、会社形態の企業をふくむ諸企業間で競争が行なわれる基礎である。」(117頁)

これに対して、後者の株式会社における資本制的支配の貫徹の根拠については、北原は、『支配的大株主』や『中核的大株主』の存在をつねに想定して株式会社の資本制的性格を云々するのではなく、それらが存在しないばあいでも、何故、資本制的支配が行なわれるのかを、株式会社一般論として明らかにしておくことは、現代巨大企業にみられるマネジメント・コントロールの本質を把握する上でも、重要な基準となるはずである」(118頁)と前置きした上で、つぎのような注目すべき論述を行なっている。

「株式会社をして資本制企業として運動するように、自己の意思をおしつけている存在は株主(一般)である。本来、株式会社は、一定程度の配当と株価の維持(上昇)を期待した株主の出資という意思的行為によって成立したものであり、株主のこの出資行為こそ会社に営利を目的として行動することを義務づけ、会社資産に資本としての自己増殖活動をなさめるようないわば遺伝子と始動エネルギーを付与するものにほかならない。これによって会社が資本家的な魂=意思をもつことになるといってもよい。より具体的には企業の管理・運営を委任された経営者は、会社資産を増殖させ、その成果(の一部)を株主に配分する義務を遂行しているかぎり、その地位にとどまれるのであって、もしそれを継続的に怠ったり失敗したりすれば株主の総意によって更送されることになる。これが原則である。」(118頁-119頁)

この論述に関して注意されるべき第1の点は、「株式会社を資本制企業

株主支配と「会社それ自体」支配

として運動させる基本的な力が、あくまで総体としての株式所有にあるのであって、決して特定個別の有力株主の持株にあるのではない(119頁)とされていることである。第2の注意点は、「総体としての株主がその意思を会社に押しつけるのは、あくまで『制約』としてであって、これが『支配』のすべてではない(120頁)とされていることである。すなわち、北原によれば、「それ(総体としての株主——村田)は結合資本の『価値増殖』という一般的な目的を会社に押しつけ、その方向ないし枠の中で企業活動を行なうよう制約するものであって、この制約のもとで、より具体的な企業活動にたいするコントロールは、会社自体がその機構をつうじて行なうのである。」(120頁)注意されるべき第3点は、「会社それ自体」によるコントロールと経営者の役割との関係である。すなわち『会社それ自体』は企業資産の形式上の直接的所有者たるにとどまらず、……程度の差はあれ実質的な所有主体であり、かくして企業活動にたいする支配主体でもある。といっても、法人である『会社それ自体』は、自然人の媒介によって、あるいは自然人の肉体を借りることによって、はじめて自己の意思と意識を形成し、またそれを実際の行動に移すことができる。これを可能にするのが、会社の内部機構としての経営管理組織である。この組織の中枢に位置する最高経営幹部(トップ・マネジメント)は、当該企業の最高戦略を決定し、管理組織を統括して、企業活動全般を実際にコントロールする役割を果たす存在である。」(121頁)最後に北原が強調するのは、「株式会社の機構をとおして貫徹する資本の支配の対象の中心が、あくまでも労働者とその労働にある」(121頁)ことである。

- (1) 北原によれば、資本の「占有」とは、所有資本家兼機能資本家の場合、および借入れによって資本を占有する機能資本家の場合に成立する概念であって、「被雇用管理者が資本の占有者となることは本来ありえない」(59頁)。したが

って現代の株式会社における経営管理者について、その資本「占有」を主張する議論には問題がある。(北原 勇, 現代資本主義における所有と決定, 59頁参照。)

- (2) 北原 勇, 前掲書, 63頁—68頁参照。
- (3) 北原 勇, 前掲書, 101頁参照。
- (4) 株式会社の必然性については、北原は、1)「必要資本量の増大傾向」と2)「無休の継続的自己増殖を要求する資本の本性」との二つを挙げている。(北原, 前掲書, 84頁—91頁)
- (5) 北原は、株式会社を「一つの資本が他の資本を支配する機構」と把握することによって、「大株主もふくめ、多数の弱小株主もすべて、消極的であれ、『支配』に参加していること」、そして「株式会社に結集した資本が総体として賃労働を支配するという基本関係」が見失われることがあってはならないことを、力説している。(この点については、北原 勇, 前掲書, 119頁—120頁を参照のこと。)
- (6) 北原 勇, 前掲書, 115頁—116頁, 参照。

4 現代資本主義における所有と決定

資本主義一般のもとでの資本制企業一般における所有と決定の特徴を理論的基準として、北原は、現代資本主義に特徴的な所有と決定の諸変化の内実とその意義を解明するという彼の中心的研究課題に取り組む。その際北原は、まず独占資本主義一般における資本の運動の特徴について考察した上で、それを踏まえて、(1) 現代巨大独占企業それ自体における所有と決定の特徴を明らかにし、つづいて(2) 企業集団における所有と決定の考察に移り、そして最後に(3) 経済過程に対する現代国家の介入のもとでの所有と決定を取り上げている。以下順を追って北原の主張を明らかにしていくこととする。

「資本主義は19世紀最後の四半世紀を過渡期として、自由競争段階から独占段階へと移行する。19世紀の競争段階の資本主義は、諸生産部門における多数の諸企業による部門内外にわたる自由な競争＝『競争の全面的支配』によって特徴づけられるのにたいして、20世紀初頭から現代にいたる独占段階の資本主義の基本的特質は、経済の中核部分における少数の巨大企業による『独占』の確立にある。」(125頁) このように独占資本主義一般を特徴づけた上で、北原は、まず、「独占は、一般的に『資本の集積・集中』が高度に発展した生産部門、したがって巨大な市場をもち生産力の高度な発展のもとに大規模生産が展開している生産部門において、複数ではあるが少数の巨大企業が高い市場集中度＝高い市場シェアをもって大規模な生産を行なうという形で形成される」(126頁) ことを注意する。つづいて、この少数巨大企業による独占の主要な内容を、北原は、少数巨大企業が広大な市場をもつ重要な産業部門で、部門内競争と部門外からの参入競争の制限を可能とする独占的市場構造の形成を基礎にして、独占価格の設定を通じて、巨額な独占利潤を獲得することとして把握する⁽¹⁾。「競争の支配下での価格が、需要供給と競争の相互関係の結果として企業に対していわば『外』から与えられ、個々の企業は価格水準を左右する力をまったくもっていなかったのとは根本的に違って、独占価格は当該部門の少数巨大企業が競争を制限しつつ協調によって利潤を長期最大化するべく設定し維持する価格である。」(128頁) しかも北原によれば、「少数巨大企業(＝独占企業)が、競争の制限を通じて自分達にもっとも有利な価格を設定し、この価格設定によって超過利潤を獲得できるようになったということは、競争下の企業と異なる独占企業の特質であって、この特質は、独占企業の企業活動・政策などについて独占企業固有の諸特徴を刻印するものである。」(128頁)

つづいて北原は独占企業固有の投資行動を取り上げ、その特徴として、

まず、独占企業が設備拡張投資の決定、および新生産方法の実際的導入について、きわめて慎重であることを指摘する。そしてこのことのうちに、⁽²⁾「競争の支配下にみられるような、新生産方法を導入した企業による安売り・販路拡張のもとで、新生産方法の普及とともに市場価格低下を通じて新生産方法の導入をすべての企業に強制していくという競争の強制作用」(134頁)が著しく減殺されていることを北原は見出す。他面、需要の持続的な大幅拡大が見込まれる場合には、設備拡張についても、新生産方法の導入についても、さらに新生産物の開拓についても、独占企業は、競争の支配下の企業よりも、きわめて積極的な投資行動をいっせいにとる。⁽³⁾その結果、「独占段階では、……資本主義の発展は、いちじるしい停滞基調と、間欠的に生じる飛躍的発展という特徴をもつこととなる。」(140頁)

こうした独占企業に関して注目されるべきは、北原によれば、「独占企業においては、競争の支配したもとの企業と根本的に異なって、現実の価格、利潤率、需給の動き（主として供給の動き）に対して、独占企業が予測、判断、決定によってそれらを左右することのできる領域がきわめて拡大されたこと、したがって企業の予測、判断、決定のもつ意義が格段と重要なものとなったことである。」(136頁)このことは、「無政府的競争原理にかわる『計画原理』の作業範囲の著しい拡大が、生じている」(137頁)ことを意味する。ただしここで見落されてはならないのは、「独占企業は、……競争を制限するものではあるが、しかし競争を廃絶するものでは決してない」(138頁)ことである。

(1) 現代巨大企業における所有と決定

現代の独占的の巨大企業固有の所有と決定の特徴に関しては、北原は、まず、1)株主数の増大の事実と2)最大株主あるいは上位少数大株主の持株（累積）比率の低下の事実とを確認するとともに、それを踏まえて「株

式所有の広汎な分散化傾向⁽⁴⁾を見出す。その上で、北原は、「株式の分散化が極度にすすんだ巨大独占企業では、株式をほとんど持たない経営者が、経営管理の中枢機構を掌握し、特定大株主の意思の圧力をうけることなしに、会社の実質上の意思決定をすべて行なう力をもつ存在となっている」（182頁）ことを事実として認め、この事実を「マネジメント・コントロール」とよぶとともに、その本質の解明につとめる。なおこの場合に「経営者」として把握されているのは、「当該会社の経営管理の中枢機構を掌握する者であって、個々の会社の機構の特徴によって若干の相違はあるが、常勤の代表取締役会長や代表権をもつ最高執行役員など一部少数者」（183頁）である。

1) マネジメント・コントロールの本質

それでは、こうしたマネジメント・コントロールにおいて、「自らの株式所有に基礎をおかない経営者の力が生じる源泉はどこにあるのか、その経営者によるマネジメント・コントロールは、株式所有者から完全に自由であり、株式所有者はそれに対する規制力をまったく喪失しているのか、一体、資本所有とマネジメント・コントロールとはどのように関連するのか。」（187頁）これが、北原が検討しようとする問題である。

北原は、まず、マネジメント・コントロールを成立させたとみられる条件を検討し、それを、1) 企業の巨大化にもとなう株式所有の極度の分散と、2) 巨大独占企業固有の経営管理機能の複雑化⁽⁵⁾にもとめる。この二つの条件は、「両者ともに株主が株主としての資格で会社の意思決定を左右することを困難にさせる」（188頁）ものであり、「個々の株主による『所有』の内実の空洞化の完成といってよい事態」（188頁）をもたらす。それでは、「以上二つの条件の必然的な進展にもなって巨大会社の個々の株主達から失われる力は一体誰の手に移るのであろうか。」（190頁）この

問いに対して北原が与えた解答こそは、「会社それ自体」なのであるが、以下、この問いに対する解答の導出過程を北原自身の言葉によって再現すると、つぎのとおりになる。

「現象的には、その会社の経営者に移るように見える。『中核的大株主』が存在しないここでは経営者は会社の機構と費用を利用して株主総会の過半数の議決権の委任を受けるのにもっとも有利な地位にあり、それゆえ、経営陣の人事の決定権（自らの再任や後継者の指名）さえ自ら事実上掌握でき、かくして重要政策のすべてを自らの意思で決定できる存在となるからである。……

しかしながら、経営者とはそもそも何者なのか、また彼の行使する力の本質は何かを考えると、株主たちの失う力・所有の内実を、経営者が直接に、また彼ら個々人の手に奪うとは決して言えないことが、明らかである。すなわち、経営者とは会社の内部機構たる経営管理組織の最上部に位置する存在であり、その位置にあるかぎりにおいて、その職務として当該会社の企業活動全般をコントロールする最高権限をもつと同時に、第三者に対し会社の代表者として最高責任を負う者である。彼が何を根拠にしてその地位を獲得するかはともかくとして、その地位あつての経営者であつて、経営者がその地位を創造するわけではない。その地位を創るのも、その地位に力を与えるのも、会社に結集した結合資本である。そしてこの結合資本にふくまれる力こそ経営者がその行使を委任されている力なのだ。……

では、個々の株主達が喪失する力はどこに行くのであろうか。それはほかでもなく『会社それ自体』である。……株式会社という企業形態においては一般に、『会社それ自体』による所有という形式が成立しており、その形式は株主の所有から失われていく実質・力がすべてこの『会社それ自体』に移転・凝集せしめられていく仕組みをなすものであつて、多かれ少なかれ一定の実質をふくむものであつた。それゆえ……巨大企業において、

株式所有の極度の分散と経営管理機能の複雑化の進展にともなって株主が失っていく力は、まずもって、その巨大企業の『会社それ自体』に移転・凝集し、それによる所有の内容充実を結果するのである。」(190頁—191頁)

さてこのようにして株主が失っていく力は「会社それ自体」に移るとする解答を引き出した北原は、それを根拠に、マネジメント・コントロールの本質に関して、「マネジメント・コントロールとは、実は、この実質的所有主体として成熟した『会社それ自体』による会社資産→現実資本(＝生産諸手段と労働力、および両者の結合)に対するコントロールの現象形態にはかならない」(191頁)とする結論を導き出す。そして、この結論に関して、つぎのような説明を北原は行なっている。

「所有主体としての実質をもつかぎりで——その成熟度に応じて——、『会社それ自体』は同時にまた、その実質的所有にそなわる力を行使すべき支配主体ともなるのであるが、あくまでも法人でしかない『会社それ自体』によるその支配行為は、自然人を構成員とする会社内部機構＝経営管理組織をつうじて実行に移される。トップ・マネジメントは、この組織の頂点に位置し、自己の責任において当該企業の最高戦略を決定し、それを実行させるべく管理組織を統括して、企業活動全般のコントロールを遂行していく存在である。株式所有が極度に分散したために自己の持株の力でトップ・マネジメントの位置を掌握できる大株主が存在しなくなった巨大企業では、『単なる管理者』＝専門的経営者がこのトップの座を占めることになる。かくして、実質的所有主体として成熟した『会社それ自体』によるコントロールは、専門的経営者によるコントロールという形をとることになるのである。」(191頁—192頁)

「マネジメント・コントロール型の巨大企業で行なわれているのは、……『会社それ自体』がその資本所有にもとづく支配力の行使を、経営組

織に媒介・代行させている姿にほかならず、それゆえマネジリアリストの主張するような所有とときはなされたコントロールではなく、まさに所有にもとづくコントロールなのである。……経営者があたかも彼自身のものであるかのように行使する力は、『会社それ自体』の所有に内在する力以外の何ものでもない。そしてまた、経営者が株主から自律性を獲得するという関係も、実は『会社それ自体』の自立の一表現なのである。」(192頁)

さて以上のようにして、北原は、「巨大企業に特徴的なマネジメント・コントロールは、実質的所有者として成熟した『会社それ自体』による所有にもとづく支配の現象形態なのだという基本関係」(193頁)を確認するのであるが、しかしながらこの基本関係の確認のみでは、いまだマネジメント・コントロールの本質を十分に把握したことにはならないとして、さらにつぎの二つの事実についての正しい認識の必要性を北原は強調している。その一つは、経営者が「会社それ自体」による支配力を一部私物化し、自らのためにその力を行使することができることである。他の一つは、個々の株主による所有の空洞化の極限までの進行、あるいは「会社それ自体」や会社経営者の株主からの自立は、決して完全なものでもなければ、絶対的なものでもないことである。⁽⁶⁾

経営者が、経営管理組織の中核的地位の占拠にもとづいて、「会社それ自体」に帰属する力の一部を私物化し、横奪し、個人的に利用しう理由⁽⁷⁾は、北原によれば、まず第1に、「近代的所有の典型である個人所有が嚴重な排他的支配によって特徴づけられている」(194頁)のに対して、「会社それ自体」による所有のばあいは、「そこでは、何者かによってその所有＝支配の一部が侵害されるようなことがあっても——その侵害が……一定範囲をこえないかぎり——、それを自己の所有に対する侵害として抵抗

し取り戻すべく即座に反撃する個人が存在しない、そういう構造的・性格だからである。」(194頁)第2のより重要な理由は、「『会社それ自体』の所有する結合資本に内在する力が十分に発揮できるかどうか、あげて経営陣の能力・手腕にかかっているという事情」(195頁)である。「巨大企業が巨大企業として運動しうる基礎は、たしかに全出資者によって出資・結合された膨大な資本の量にある。しかし、有能な経営者と経営管理組織によって十二分に活用されてはじめて、それは巨大資本として、特別剰余価値的超過利潤や独占的超過利潤を実現できるのだし、また最大限に自己増殖をつづけていくことができるのである。」(195頁)

これに対して、「個々の株主による所有の空洞化の完成」、あるいは「『会社それ自体』や会社経営者の株主からの自立」は、決して完全なものでもなければ絶対的なものでもない、北原が解する理由は、総体としての株主には、「制約」という形で、企業活動に対する「支配」を行なう余地があくまでも残されているからである。すなわち、「経営者は株主に対して一定の配当率と株価の維持を保証していくことを最低必要の条件として経営を委任されている」(197頁)のであり、もしこの最低必要条件が充足されなくなる場合には、株主は、経営者を更迭・解雇するという形の制裁手段を終局的にはもっていることが見落されてはならないのである。⁽⁸⁾「このことはマネジメント・コントロールにあっても、経営者の経営政策・決定に対して(株主は——村田)基本的に一定の『枠』を与えているということでもある。このかぎりでは、株主は総体として会社の基本的な『意思決定』に参加しているといえる。企業資産にたいする株主の所有は、『会社それ自体』による所有の実質化によって大きく損なわれるとはいえず、最終的にこのような内実をもって存在しつづける。『会社それ自体』はこの与えられた基本的方向づけと大枠の中でのみ運動するし、経営者はこの与えられた枠の内において、株主から『自由』に独自の政策・決定を行な

うことができるのである。」(198頁)ここに北原は、「企業活動に対する『支配』が……『制約』あるいは『枠づけ』と、『コントロール』とに分化し、別々の主体によって担われる」(198頁)という特徴を見出す。「株主の所有の実質が失われ形骸化の極に達したことと対応して、株主による『支配』への参加も、このようにきわめて消極的な、そして平常は目に見えない形でしか存在しないのだが、他方、それはどんなに形骸化しても最終的に共同所有たる質を完全には失わないかぎりにおいて『支配』へ参加するのである。『会社それ自体』やその経営管理組織は、その枠内において、企業活動に対し能動的かつ直接的にコントロールする。『支配』はまさにこのような形で両者によって分担遂行されるのである。」(198頁)

これを要するに、「巨大企業に特徴的なマネジメント・コントロール」の本質を、北原は「実質的所有者として成熟した『会社それ自体』による所有にもとづく支配」として把握するのであるが、しかし、「このことは、株主の所有にもとづく力が完全に失われ会社の意思決定に何の作用も及ぼさないということを意味するものではないし、また他方では、経営者が何の主体性もなく『会社それ自体』の一機構と化しているようなことを意味するものでもない」(193頁)のである。

2) マネジメント・コントロールと経営管理組織による決定

さて現代巨大企業におけるコントロール、なかんずく決定は、専門的経営者とその経営管理組織によって担当される。そこで北原は、経営管理組織による決定に焦点をあてて、つぎのような問題について考察を試みている。「現代の独占的大企業の一部は、『会社それ自体』による実質的所有の成熟という所有面での特徴をそなえ、専門的経営者とその組織によってコントロールされるにいたっているが、かかる現代の独占的巨大企業は意思決定の面ではいかなる新しい特徴をもつことになっているのか。その『決定』

の主要内容や基本性格にはいかなる変化が生じているのか、それらの変化、新しい特徴は、すでにみた所有面での新しい特徴といかなる関係をもつのであろうか。」(199頁) この一連の北原の問題は、本稿におけるわれわれの研究課題と密接なかわりあいをもつものである。

現代巨大企業における経営者とその組織によって行なわれる決定の特徴に関しては、北原は、何よりもまず、つぎの点に対する認識の必要性を力説する。「現代巨大企業に特徴的なマネジメント・コントロールとは、巨大な結合資本の実質的所有主体として成熟した『会社それ自体』が行なう支配の現象形態であり、その企業活動は当然のことながら、巨大な結合資本の運動にほかならない。」(199頁)「現代の独占的的巨大企業の経済的実体は本来的に無限の自己増殖を求めて運動する資本にほかならないのであるから、そのかぎりで……資本制企業(原型)と異なるところはない。」(201頁) こうした認識にもとづいて、北原は、現代巨大企業の基本的活動動機については、これを依然として、「資本価値の最大限の自己増殖と蓄積」(203頁)であるとする。

しかしながら、他方で、「同時にそれ(現代の独占的的巨大企業——村田)は、(多数の)出資者からは独立して一個の生命と利害とをもった『会社それ自体』によって所有され、かつ大規模複雑な経営管理組織によって自らの運動を媒介される点で、またそれが関係する多くの市場で独占的地位を確保している点で、おのずから資本制個人企業とは異なる、それ固有の活動動機や行動目標をもち固有の様式で運動する」(201頁)という認識のもとに、北原は、現代巨大企業に固有な活動動機・行動目標としては、まず第1に、独占部門における「利潤の長期継続的⁽⁹⁾最大化」と、新分野の事業展開における「当面の利潤を無視した行動」とを挙げ⁽⁹⁾る。そして、その上で、経営管理組織による政策の決定と実行の必要性、なかんずく「経営管理組織内部の多様な専門的知能によって提供される多面的情報の総合

と、多数関係者の判断の積み重ねのプロセスを経て行なわれなければならない」(222頁)という経営管理組織による決定の特徴に注目して、「組織による決定が多かれ少なかれ……企業の基本的目標の理想的具体化から乖離する可能性の存在も不可避と見なければならない」(225頁)と北原は主張する。その際こうした乖離を生ぜしめるものとして、北原は、つぎの四つの問題を挙げている。第1は、「個々の組織構成員や単位組織が判断するもとになる情報の限定性から生ずる問題」(223頁)である。第2は、「決定過程の諸局面における諸判断・諸作業の基準が骨化して、そのため変化する状況に適切・敏速に対応した決定が不可能になるという問題」(224頁)である。第3は、「決定過程における各構成員間および各単位組織間の非友好的関係から発する問題」(224頁)である。そして第4は、「企業の全組織の利益と内部の単位組織の利益とが一致しないばあいには前者を優先させるようトップ経営者が徹底したコントロールを行なうことが可能かどうかという問題」(225頁)である。

ただし「この乖離をひきおこす要因の性質からして、それ(『決定』)におけるいわば『理想』と現実との乖離——村田)は(現代巨大企業の——村田)基本的活動動機や行動目標自体を喪失させたり無意味化させたりできるものでは毛頭なく、あくまで、その具体化過程で一定程度の乖離をひきおこす修正的要因にすぎない」(225頁)ことが、北原によれば看過されてはならない。さらにこのことと関連して、再確認されねばならないのは、「基本目標の長期的・大局的貫徹においてトップ経営者の果す役割と位階制にもとづく統制の役割」(226頁)である。すなわち、「トップの経営者がさまざまな専門に通暁しているはずはなく、重要戦略の決定にさいしてもその専門的側面についての判断にかんして下部の専門家(組織)に依存することになるのは当然であるとはいえ、あくまで最終案の採択は経営者がその権限と責任においてするのである。」(226頁)経営管理組織に

よる決定において経営者が果す役割の重要性について、より具体的には、北原は、つぎのような事項を指摘している。「トップ経営者の最終的決断によってはじめて決定過程は完結し『立案』が『決定』に変わるという関係のあること自体が、経営者の意思にそった立案を下部組織に対し行なわせるよう作用するし、また、下部組織が作業を進めるばあいの基準（方向性、大枠）を提示することによって、トップ経営者はその意思を下部組織の作業の中に浸透させることができる。何よりも経営者は部下の人事権を掌握していると同時に、下部組織を編成替えする権力をも自ら握っているのである。この力を背景に彼は、『会社それ自体』と一体化し、その意思を自らの意思として『資本価値の増殖と蓄積』という基本目標の実現のために経営管理組織の全機能を動員するのである。それこそ私的独占資本たる巨大企業としてとられる唯一の方向である。」(226頁)

3) 企業支配の型の差異と企業活動

ところで、現代巨大企業の基本的活動動機と行動目標の特徴、および経営管理組織による決定が企業の基本的目標の理想的具体化から乖離する可能性の存在は、「会社それ自体」による実質的所有が成熟しマネジメント・コントロールが展開されているような型の巨大企業に見出される意思決定面での新しい特徴・変化として北原によって論じられているのであるが、ここでわれわれが注意しなければならないのは、他方で、北原は、これらの特徴を、『会社それ自体』の実質的所有の未成熟ないわゆる合体型コントロールであろうと、さらに中核的大株主や複数強力株主によって少数持株にもとづくコントロールが行なわれている企業であろうと、多かれ少なかれ見られるはず」(227頁)のものとして把握していることである。この点についての北原の論述を示すならば、つぎのとおりである。「……企業の基本的活動動機や行動目標は、もちろんいずれにも共通している。

巨大企業が、巨大な（結合）資本を内実とし独占的市場支配を遂行している存在である以上、コントロールの主体や型の差異をのりこえて、そこに共通した独占的巨資本としての運動が見出せるのは、むしろ当然のことである。また、……大規模の経営管理組織の必要性も、その構造から生ずる決定過程の諸問題も、これまた大部分、巨大企業には共通した特徴である。最終的な決断を下すトップ・マネジメントが専門的な経営者か大株主兼経営者かという違いは、以上のような基本的な諸関係にかんする限り、経済学的に重要な違いは生みださない、ということが確認されるべきであろう。」(227頁)

企業のコントロールの主体や型の差異がそもそも企業の活動動機や行動目標に相違をもたらすのか否か、もしもたらすとすればどのような相違をもたらすかという問題に関心をもつわれわれにとって、「相違をもたらさない」とする北原の主張は、これを等閑視することが許されない。もっとも、北原は、つぎのような主張も行なっている。

「もし、企業の重要戦略に何らかの差異が生ずるとしたら、マネジメント・コントロールのばあい最終決断に専門家的な合理性が貫徹しやすいといえるのにたいし、個人的大株主がコントロールするばあいには、彼の個人的恣意が決定に反映する余地がより大きく、組織的判断の合理性より支配者個人の直観や好みが優先することも一定程度ありうると言えるかもしれない。」(227頁—228頁)

このようにして、北原は、「差異が起こりうることをひとまずは承認するのであるが、すぐに「差異を過大視してはならない」とする。なぜなら、「大株主的経営者のばあいも、企業の成長という基本動機にしたがわざるをえず、彼らの恣意の決定への反映も巨大独占資本としての運動を損なわないかぎりではしか許されないし、逆にマネジメント・コントロールにおいてもトップ経営者による一定範囲の会社資産の私物化は……許される

からである。」(228頁)

4) 「会社それ自体」の成熟と資本主義的階級関係

さて、現代巨大企業におけるマネジメント・コントロール型の普及、すなわち「会社それ自体」による実質的所有の成熟の普及は、資本主義的階級関係に対して少なからぬ変化をもたらす。そこで北原は、この面の変化の考察にすむ。ここでは、北原は、まず、「自然人としての所有者＝支配者、所有にもとづく支配者たる『資本家』が巨大企業から姿を消したこと——これこそ現代巨大企業における一大特徴である」(232頁)とする。その上で、「現代巨大企業において、資本制個人企業における『資本家』にあたる存在を求めるとすれば、それは、『会社それ自体』——正確にはその所有にもとづく支配を代行する経営管理組織をそなえた『会社それ自体』の他にはありえない」(232頁)とする。ところで北原によれば、「社会階級は、あくまでも本来の人間を単位とした集団にかかわる概念であるので、個人『資本家』にあたる存在が『会社それ自体』であるとしても、『会社それ自体』が社会階級としての資本家階級の一員であり資本家階級を構成するということにはならない。」(233頁)そこで、それでは、現代の資本家階級はいかなる特質のものとして把握したらよいか、マネジメント・コントロール型の現代巨大企業の普及は、社会階級の存在形態やその内部構成をいかに変化させたのか、という問題が生じてくることとなる。

この問題を現代巨大企業における株主、経営者、および経営者以外の経営管理組織構成員を対象として、北原は検討する。まず巨大企業の上位の大株主については、北原は、「これらの大株主は、所有にもとづいて巨額の所得を得るものとはいえ、個人『資本家』のように所有にもとづいて企業を支配しているのではないし、マネジメント・コントロール型の巨大企業の経営者のように経営活動を直接コントロールしているわけではないの

であって、いわば“寄生的”な大資産家である」(235頁)とした上で、こうした寄生的な大資産家層は、現代における資本家階級の一翼を形成しているとして規定する。しかもこうした寄生的な大資産家層を増大させていく傾向を、マネジメント・コントロール型の現代巨大企業の普及はもっている⁽¹⁰⁾のである。

これに対して、現代巨大企業の経営者については、北原は、「現代巨大企業の経営者は、資本の所有者でもなければ占有者でもなく、自らの所有にもとづく支配者でもない」(237頁)ことを再確認した上で、それにもかかわらず、彼らの企業内での役割と権力、『会社それ自体』との関係、企業外での社会的役割と影響力、取得と私的所有、以上の総体から生じるイデオロギー——これらすべての側面を総合して、現代における資本家的支配階級のなかのもっとも活動的な部分であり、寄生的存在の大株主よりも、能動的・活動的な資本家的支配階級としての役割を演じていると、規定⁽¹¹⁾する。

経営者を除く経営管理組織の構成員については、北原は、経営者の指揮・監督のもとで労働する労働者であって、経営者の意思に反した行動を禁じられており、経営者の指揮・監督に従わなければ容易に解雇される存在⁽¹²⁾であると規定する。

ところで、マネジメント・コントロール型の現代巨大企業の普及によって生じた現代の資本家階級の存在形態やその内部構成の変化については、それが、さらにつぎの二つの側面において、「資本主義における基本的な階級対抗関係とその推移」にたいして無視できない影響を及ぼすものであることが、北原によれば、注意されねばならない。その一つは、それが、「資本主義的支配への労働者の受容意識の強化と資本主義体制の安定化に役立つ」(242頁)、という側面である。他の一つは、「現代巨大企業にみられる大規模な社会化された生産の経営者と経営管理組織による統制は、

他面では資本性格を脱した新たな生産組織の可能性を示す」(244頁)という側面である。⁽¹³⁾

第一の側面については、1) 個人資本家にあたる存在としての「会社それ自体」の実体を労働者が感性的に捉えることがむずかしいこと、2) 株券の所有者として他の誰とでも随時交替可能な存在であり、また分散的な持株状況下で多数の株主の一員でしかなく、そして何よりも生産の場から離れた株主による支配・搾取は、労働者にとっては実感されにくいこと、3) 「会社それ自体」による資本蓄積＝企業成長があたかも企業の従業員全員に利益をもたらすものとして現象すること、4) 「会社それ自体」による支配の代行者としての経営者への昇進の途が非所有者の全員に開かれているといった幻想等が、資本主義的な支配の本質を隠蔽し、より自然なものとしてそれを受け入れる意識と態度を労働者に植えつけることを、北原は指摘している。

第二の側面についての、北原の論述を示すならば、つぎのとおりである。「現代巨大企業にみられる高度に社会化された大規模な生産活動を実際に統制しているものが、非所有者たる経営者とその配下の多数の管理労働者だということ自体、資本主義の枠内での生産の社会化の発展に対応する統制の社会化の一大発展である。もちろん、ここでの生産の社会化も統制の社会化も、その個別独占企業の内部にかぎられ、しかも資本制企業であるということによって根本的に規定されており、経営者はこの独占資本の運動を担う『会社それ自体』の代行者として企業活動を、なにかんづく労働者を統制するのである。それゆえにこの社会的統制には資本制的性格が付与されており、それがそのまま生産者全員による社会的統制に移行したり利用されうるものでないことは注意しなければならない。とはいえ、ここには、生産者たち自身が自らの能力を開発しつつ、社会的生産を組織し制御していくことが十分に可能であることが示されているのである。」(244頁

—255 頁)

(2) 企業集団における所有と決定

現代資本主義においては、巨大産業企業と巨大金融機関の多くは、他の諸企業とともに「企業集団」を形成し、その「企業集団」の中で一定の位置を占めている。そこで北原は、企業集団における所有と決定の特徴の考察へとすすむ。その際北原は、まず、企業集団をつぎのように規定する。「『企業集団』とはごく一般的にいえば、複数の（程度はともあれ）自立性をもった諸企業が、共通の目的をもち、意思の内部調整にもとづいて共同のあるいは協調的行動を行なうことによって共同の利益を享受しようとする恒常的組織的集合体である。」(249 頁)ただし北原は、特定の同一の事業分野の複数企業からなる組織については、これを考察の対象からはずし、あくまでも異なる事業分野に属する複数の諸企業からなる企業集団のみを考察の対象とする。その上で北原は、企業集団を、「産業資本型企业集団」と「金融資本型企业集団」の二類型に分ける。前者は、企業集団を構成する諸企業のすべてが産業企業である場合であり、これに対して後者は、その中に銀行をはじめとする金融機関がふくまれている場合である。⁽¹⁴⁾

1) 産業資本型企业集団における所有と決定

このうち「産業資本型企业集団」における所有と決定の特徴に関しては、北原は、まず第1に、親会社＝巨大産業独占企業の専一的支配が貫徹していること、しかもこの専一的支配を可能にするもの、したがってまた、巨大産業独占企業を頂点とする企業集団を結びつける紐帯が、あくまでも親会社による子会社・関係会社の株式の高率所有であることを指摘する。つぎに第2に、子会社について、100%株式所有の子会社がかかなり存在することに注目して、この全額出資子会社に対する「支配」の実質は、「親会

社たる巨大独占企業が機能させている資本総体の一部が、形式上別会社のもんとして独立形態を与えられているにすぎないのであって、この子会社は、親会社の内部組織の一事業部と共通した特質をもつものといえる」(261頁)とする。ついで第3に、関係会社に対する少数持株コントロールの実質を考察して、北原は、関係会社については、親会社自体が個人・同族による少数持株コントロールであろうと、マネジメント・コントロールの場合であろうと、「もっぱら自らの株式所有にもとづいて会社の意思決定・企業活動への支配を行なっていく人間が存在しなくなっており、株式会社における『会社それ自体』による所有の実質化が進行しているといえよう」(264頁)とする。第4に北原は「集団化の利益」について考察し、ここでは、集団全体の目的が即親会社の目的であるとする。すなわち、「頂点の巨大独占企業は、……多種多様の子会社・関係会社を作りだし集団として編成していくことによって、単独の巨大独占企業＝親会社のみであったならば不可能であった巨大規模の会社資産・現実資本を直接間接に占有・使用する権利を獲得し、自己の支配領域を拡大していくのである。」(265頁)ただしこの産業資本型企业集団に関しては、金融資本型企业集団と比較して、つぎの2点で、企業集団としての限界があることが、北原によれば、見落されてはならない。その第1点は、「集団の内部に銀行業をはじめとする金融機関をもっていないことによる資金的限界」(266頁)である。第2点は、「産業資本型企业集団の範囲は、基本的に、頂点の巨大独占企業の企業活動に直接間接に関係のある領域に限定される」(266頁)⁽¹⁵⁾ことである。

2) 金融資本型企业集団における所有と決定

さて、「金融資本型企业集団」における所有と決定の特徴の考察こそは、北原にとっては、主要な研究課題をなすものである。というのは、「この

ような金融資本型の巨大な企業集団こそ、国民経済ないし世界経済において決定的に重要な位置を占め、その動向や政治に対しても強大な影響を及ぼす存在であるからであるし、この存在こそが伝統的マルクス経済学において、いわゆるマネジリアリズムを批判する最も重要な論拠とされてきたものであるからでもある。」(250頁)金融資本型企业集団における所有と決定の特徴に関する考察を、北原は、産業企業に対する金融機関による株式保有、融資、役員派遣の内容を検討することからはじめる。「なぜなら、これらは、いまだに銀行による産業支配を主張している論者がこの支配の重要な手段とみなしているところのものだからであり、われわれにとっては、そうではなく、集团的結集を媒介する重要な役割をもつものと思われるからである。」(279頁)

金融機関による産業企業の「株式保有」についてみるならば、北原によれば、つぎの一連の事項が確認されうる。(1)「個人資産(株式その他)や年金基金を管理する銀行信託部をはじめとする各種金融機関や、大衆の貯蓄の一形態たる生命保険基金を管理・運用する生命保険会社などが、産業巨大会社の上位株主を占めることとなっている」(282頁)(2)「銀行信託部や生命保険会社などによる株式保有の目的が、安定的な高収益の確保におかれることは事実であるとしても、だからといって、株式保有にもとづく議決権によって当該会社に対する影響力を行使しないで、不満のさいは株式売却を選ぶということには、必ずしもならない。」(284頁)(3)個々の金融機関の持株比率は非常に低く、同一集団内の金融機関の持株を合わせても5%前後であり、「金融資本型企业集団といっても、株式の保有の状況からみれば、巨大産業企業の会社規模の著しい巨大化のもとでは、同一集団内の金融機関は複数協力してある程度の影響力の行使を行なうことはできるとしても、それは当該会社の意思決定に一定の弱い影響を及ぼす程度のものであり、当該会社の意思決定・企業活動への支配を行

ないというふうなものではまったくない。」(289頁)(4)したがって「巨大産業企業における『会社それ自体』による実質的所有の成熟と、それに対応して『会社それ自体』による所有にもとづく支配を組織的に代行するトップ・マネジメントの出現という特徴は、総体としての金融諸機関の持株の増大という事実のもとでも、いぜんとして傾向的に進行しているといえるのである。」(290頁)

つぎに金融諸機関による「融資」とその役割についてみるならば、「金融機関にとって、巨大産業独占企業は各種の遊休資金をもつ大口の預金者であると同時に、もっとも安全確実な大口の貸付先であって、最高の顧客である。」(292頁)また「産業独占企業の側では、一般的には……内部留保・増資により恒常的融資への依存を低めてきているのではあるが、緊急に大量の借入れを必要とする事態が生じたばあい、大量の融資が可能な巨大金融機関は不可欠の存在である。」(292頁)したがって北原によれば、「金融資本型企業集団における巨大銀行などの金融機関と巨大産業独占企業との間の関係は、融資の面からみても、相互に利用しあう有利な存在という関係であって、かかる存在として恒常的友好関係が成立しているのである。それゆえ、巨大金融機関と巨大産業独占企業とは、融資の面からみても、基本的にはほぼ対等の関係で結びついているというべきであって、そこに金融機関の一方的支配をみることはできない。」(292頁—293頁)

さて「役員派遣」の役割については、株式保有や長期融資を行なう金融諸企業の側からの派遣の方が一般的に多いといえるが、しかし大銀行の方も、しばしば非金融大会社の最高幹部職員を自行の重役として迎えいれている。しかも「大銀行と大会社はこのような重役の交換によって、両者の名声をとともに高め合い、かつ情報を交換し合い、そして相互の取引関係を強化するのである。」(295頁—296頁)

こうした検討の結果にもとづいて、「独占的・巨大産業企業にかんするか

ぎり、巨大金融諸企業といってもそれを支配ないしコントロールすることは無理で、両者はほぼ対等の関係にある」(296頁)とする結論を北原は導き出す。しかもこのことは、「金融資本支配論」が妥当性をもつものではないことを意味する。

ところで、それでは、金融資本型企業集団に、金融関係の巨大諸企業と各種の産業の巨大企業が結集する理由・目的はなんであろうか。この問題については、北原は、金融独占企業と産業独占企業とが相互に与えあう便益と、多数の産業（金融をふくむ）にわたる諸企業が一つの集団を構成することの利益⁽¹⁶⁾に分けて考察を行なっている。

まず産業独占側が特定の巨大銀行・金融諸機関と緊密な関係をもつことによって享受できる便益として、北原は、(1)「有利な条件での貨幣資本の借入れと増資＝株式発行および金融関係企業による株式の安定的保有」(301頁)、および(2)「銀行・金融諸機関を通じて、銀行・金融諸機関が持つ情報——他の産業分野や同産業のライバル企業の状態、新産業開拓にかんする状況などの情報——を入手して、産業独占企業が新産業開拓や、その他の企業計画の確定・実施を有利にするという便益」(302頁)を挙げている。

これに対して、各種の銀行・金融諸機関の側が産業独占側と緊密な関係をもつことによって享受する便益は、北原によれば、まず第1に、「安定的な巨大独占企業から多額の資金を低コストで集めることができる点」(302頁)である。「また投資銀行・証券会社は、産業諸企業の新発行証券(株式および社債)を一手に引受けることによってそれらの利得機会を独占することができる。さらにまた、商業銀行や生命保険会社にとっては、安定的な巨大産業独占企業は、堅実・安全な大口の融資先として貴重な存在である。」(303頁)この他、便益としては、「産業企業の内部情報の入

手」(303頁)も挙げられる。

「多数産業にわたる集団化の利益」としては、北原は、「構成諸企業の経営の安定化と独占力の強化」(306頁)を挙げている。すなわち、「集団内諸企業間の相互取引による安定的市場の確保と有利な条件での各種生産手段の購入、さらには共同的可能しくは協力的な技術開発や新しい原料・燃料および新製品の開発」(306頁)、および「同一企業集団の金融関係から緊急時に得られる大量の資金調達の可能性、さらにまた企業集団に属する広告・宣伝企業による企業集団の共同的広告・宣伝・PRの効力」(307頁)は、いわば集団の総合力として集団内の当該企業の市場シェアを高め、当該市場における独占力を高めるよう作用する。また「同一企業集団を構成するある産業の独占企業の力は、同じ集団の他の産業の独占企業の特に強い独占力によって支えられる面もある。」(307頁)

ところで、ここで注意されねばならないのは、北原によれば、「金融資本型企业集団では、金融分野の企業も諸産業分野の企業も、巨大独占企業であり、それぞれが強力な力を持ち、自己の利益を最優先しながら、その自己の利益のいっそうの増大のために、相互に便益を与えあう集団を構成している」(309頁)ので、したがって、ここでは、「企業集団の頂点に立って構成諸企業を支配・強制するような存在はなく、いわば『多頭的』な集団である」(309頁)ということである。しかしながら、多数の諸企業が集団を構成しそれを円滑に維持していくためには、その集団への結集の軸となり、集団内での利益の対立や紛争が激化しないよう調整する存在が必要である。それでは、多頭的集団としての金融資本型企业集団の結集軸・調整役の役割は、いかなる企業が演じているのであろうか。そのような役割を演ずるものは、北原によれば、一般的に金融関係諸企業である。それは、結局、「金融関係諸企業は、集団内のあらゆる産業企業と直接関

係をもち、その業務の性質上、あらゆる産業企業の各種情報を収集している特別の存在である」(309頁)からである。

ところで、金融資本型企业集団を構成する産業巨大独占企業それ自体における所有と決定の特徴については、「会社それ自体」による実質的所有の成熟と、株式所有にもとづかないマネジメント・コントロールの増加傾向が、すでに確認済みとなっているのであるが、金融資本型企业集団の結集軸となり、調整役の役割をはたしている「金融関係諸企業」自体における所有と決定については、どのような特徴が見出されるのであろうか。⁽¹⁷⁾

巨大金融企業自体における所有と支配に関しては、北原は、まず米国の商業銀行を取り上げて、(1)「米国大銀行においても、巨大産業企業におけると同様に、規模の巨大化とともに、株式の分散化、最大株主の持株比率の低下が極度にすすみ、個人(家族)が持株にもとづいて銀行をコントロールできるような型はほとんど消滅している」(325頁)こと、(2)現代の巨大銀行の経営管理の複雑化と規模増大のゆえに、「巨大銀行でも、個人(家族)の持株にもとづくコントロールはほとんど消滅し、個人(家族)の最大株主によるコントロールといっても『少数持株』の力と経営管理中枢の掌握にもとづく力との合体によるコントロールとなっているし、またとくに巨大銀行においては、株式所有にもとづかないマネジメント・コントロールが急速な増加傾向をしめしている」(325頁—326頁)ことが確認できるとする。

つぎに生命保険会社それ自体における所有と決定の特徴については、北原は、「生命保険会社は、現在、巨額の社債所有を行ない大産業企業に長期大口の貸付資本の供給をしているほか、各種銀行や非金融巨大企業の大株主となっている大金融機関であるが、この生命保険会社では、はじめ

株主支配と「会社それ自体」支配

から制度的に、『会社それ自体』による実質的所有の成熟があることに注目すべきである」(326頁)とする。

すなわち、「生命保険会社は、現在は(米国でも日本でも)その大部分、とくに大手の生命保険会社の全部は『相互会社』の形式をとっており、形式上は保険加入者=社員のすべてが出資者であり、その総体が会社資産の共同所有者であって、社員のなかから選ばれた総代が資産の運用に参加する権利をもつことになっている。しかし実質的には、経営陣が社員総代を指名し、経営者の選任をふくめ会社資産の運用などにかんする諸決定を自律的に行なうことのできる制度である。」(326頁)それゆえに、「多数の保険加入から集められた膨大な資金は完全に融合された会社資産となり、その会社資産の『所有』は『会社それ自体』に移っているものであり、その会社の機関としてのトップ・マネジメントがこの『会社それ自体』の所有物たる会社資産の運営管理の権限を完全に掌握している。」(326頁—327頁)

ところで金融関係企業それ自体に関して、産業巨大独占企業と同じように、「会社それ自体」による実質的所有の成熟と、マネジメント・コントロール型の支配形態の増加傾向が確認されるのであるが、このことは、金融資本型企業集団総体における所有と決定に、どのような特徴を付与することに、結局、なるのであろうか。北原は、この問題を、金融関係諸企業が大口株主として機能する場合と、融資者として機能する場合に分けて考察している。

前者、すなわち大口株主としての金融関係諸企業に関しては、北原は、何よりもまず、「商業銀行信託部および投資信託会社のばあいには、……大資産家のみならず、広汎な大衆の資金や会社の従業員共済基金、年金基金などまでも巨大会社の発行株式への投資にむかわしめていること、生

命保険会社のばあいには、株式投資のために出資されたわけではないところの多数の保険加入者の保険料が巨大会社の株式への投資にむけられている」(328頁)という事実に注目する。しかもこの場合に看過されてはならないのは、「これらのような形式での株式所有(保有)の進展は、程度や形式に差があるとはいえ、いずれも相手方の株式会社の会社資産をして個人株主あるいは資金提供者から自立した存在としていき、個人株主あるいは資金提供者は会社資産に対する参加権を完全にまたはほぼ完全に失うこととなっている」(328頁)ことである。

第2に注目されるべきは、北原によれば、「他人の株式(議決権)や他人の各種資金、保険料などを、これら金融諸企業の実事上の所有物としてこれら企業自らが株主となって他の巨大株式会社の株式を保有するのであり、したがってまた株式所有にともなう会社運営への参加権をわがものとしている」(329頁)ことである。ここでとくに注目されるべきは、「これら金融関係巨大企業では『会社それ自体』による実質的所有の成熟と、自己の所有にもとづかないマネジメント・コントロールが増大傾向にあり、これらの経営陣は、自己の所有にもとづかないで『会社それ自体』による所有に本来帰属する会社の運営管理の権限を掌握しているのであるが、同時に他面では、……他人の各種資金を自らの所有物として金融諸企業が他の巨大会社の株主となることによって、これらの経営陣は、当該企業の経営者として株式所有にともなう(相手)会社運営への参加権をもわがものとしている関係にあるといえる」(329頁—330頁)ことである。「株式所有にもとづかないマネジメント・コントロールの問題と、他人の各種資金を会社の所有物としてその資金によって会社が巨大企業の株主となり株式所有にともなう権限を掌握するという問題は、内実が異なるものではあるが、自らの所有にもとづかないで、本来所有にともなう権限をわがものとするという点では共通するものといえよう。」(330頁)

株主支配と「会社それ自体」支配

ただし、北原によれば、つぎの点がここで銘記されねばならない。「産業と金融とをとわず、巨大企業では株式の極度の分散化、最大級株主の持株比率の極度の低下のもとで、『会社それ自体』による実質的所有の成熟＝マネジメント・コントロールの増大が進行しているし、他方、以上のような金融関係企業の株式所有（保有）は、その性質上安定的で確実な収益の保証を行なう必要があるので、所有株式をかなりの数の安定的巨大企業に分散させることになる（これが、どの金融資本型企業集団にも属さない巨大企業や異なる集団に属する巨大企業の株式をもかなり多額に保有している理由の一つでもある）。それゆえ、金融関係諸企業は、以上のような形で巨大な株式保有者となっており、それらの経営陣はこの株式保有にもとづく権限をわがものとするのであるが、それらは、相手の巨大企業に対し、一定の発言権をもち、そこからの情報を収集し、したがって金融資本型企業集団の結集軸・媒介環となり、集団内の意見調整役としての役割を演ずるといふにとどまる。」（330頁—331頁）

さて、それでは、融資者としての巨大金融企業の機能は、金融資本型企業集団総体の所有と決定に、どのような特徴を付与することになるのだろうか。

北原によれば、「貸付資本のばあいには、……本来、貨幣の貸し手と貨幣資本を利用する機能資本家との間において所有の移転はなく、一定期間、貨幣資本を占有し使用・処分する権限のみが譲渡され、それに対して、貸し手は元金・利子を受け取る権利をもつのである。」（332頁）したがって「銀行・金融諸機関も、たんなる貸し手としては、同様に、この貨幣資本の最終的借り手たる産業資本の運動に介入する権利を本来もつものではない。」（332頁）しかしながら、北原によれば、「現代における特徴は、少数巨大の銀行・金融諸機関が、それ自体の巨大な信用力と企業集団を背景

とした信用力とによって、大衆の零細貯蓄までもふくむ広汎な個人の預金をはじめ、従業員共済基金、年金基金、生命保険料など、社会各層の各種の膨大な貨幣と、巨大産業企業の各種遊休資本をともに一手に集中し、社会的貨幣資本の独占的な配分・管理・運用者となっていることである。」(332頁-333頁)そして「彼ら(少数巨大の銀行・金融諸機関——村田)は、この独占的地位を利用して、一方では、集団外の非独占諸企業に対し、時にはその死命を制するほどの力を行使すると同時に、他方では、集団内の各種産業巨大企業に優先的に必要資金を配分し、個々の企業の[・]独[・]占[・]力[・]強[・]化[・]に役立つつ、自らが結集の軸となった金融資本型企业集団全体の力の強化をはかるものである。」(333頁)「かかる点に、そして、このような巨大な役割をはたす主体が、巨大銀行・金融諸企業の『会社それ自体』であり、その組織的代行者たるトップ・マネジメントだという点に、現代の特徴を見出すことができよう」(333頁)と北原は主張する。

これを要するに、「(金融資本型——村田)企業集団は、それぞれが基本的には自立した多数の巨大企業が、(株式)所有の上で、また貨幣資本の貸借の上で部分的に重合・癒着しつつ、金融関係巨大企業を結集軸として生みだした『会社それ自体』の[・]一[・]大[・]複[・]合[・]体[・]である。言いかえれば『会社それ自体』の金融的複合体としての独占資本である。そして、これら諸会社間の対立・紛争の調整を実際に行うのは金融関係諸企業のトップ・マネジメントを中心とした各社のトップ・マネジメントである。このことによって集団が維持・強化され、各社の『会社それ自体』の[・]独[・]占[・]力[・]が強まり、かくしてまた、その組織的代行者たるトップ・マネジメントの力も強まるのである。」(334頁)

(3) 現代国家と巨大独占企業

「現代の資本主義は、経済過程にたいする国家の大規模かつ恒常的な介

入によって特徴づけられる。この点こそは、現代資本主義をして、19世紀の資本主義とも、今世紀初頭の独占資本主義とも異なるものとしている最大の特徴であって、現代資本主義のいかなる側面を語るばあいにも、これとのかかわりを欠くことは許されない。」(339頁) こうした基本認識のもとに、北原は、「所有と決定への現代国家の介入」について分析を試み⁽¹⁸⁾ている。

北原によれば、経済過程に対する現代国家の「介入」についてまず確認されるべきは、それが、「基本的には国家が個々の企業の決定過程の内部組織に参加したり直接その決定を左右するよう指揮・監督するというものではなく、個々の企業の活動をめぐる諸条件・諸前提を変更する、あるいは新たに創出するというものである」(355頁)ということである。現代国家による、こうした意味における介入が私的企業の決定に及ぼす影響には、北原によれば、一見したところ非常に異なる両面がある。「第1は、私的企業の資本としての自由な活動への外的『制約』の強化という側面であり、第2は、独占的巨大大企業を中心とした私的諸企業の資本蓄積の支援という側面である。」(356頁) このうち第1の制約の強化には、「資本による労働支配」への制約と、⁽¹⁹⁾「巨大企業の独占的行為にたいする規制」⁽²⁰⁾とが含まれている。これに対して第2の支援については、公債発行による公的資金の調達、最先端技術の研究開発への協力、減免税措置、低金利の公的資金の供与、生産物市場の創造が挙げられる。⁽²¹⁾

こうした二つの異なる影響とのかかわりにおいて、北原は、現代国家の基本的性格に関して、つぎの2点を指摘している。第1点は、「現代国家がかつての資本制国家にくらべて経済的支配勢力からの自律性を格段と獲得した存在である」(363頁) ことである。第2点は、「現代国家も資本制国家の最新形態にすぎない」(371頁) ことである。

北原によれば、「資本制国家」は、そもそも、「資本家階級のための、彼

らの私有財産とその資本としての活動の自由の保証および彼らの相互の利害対立の調整を中心的任務とする政治的組織」(364頁)、すなわち「資本家階級の『共同事務を遂行する』政治組織」である。その際看過されてはならないのは、つぎの点である。「それ(資本制国家—村田)は、……特定の有力資本家の意向によって左右されたり個別資本家の利害を直接代弁したりするものであってはならない。個別の資本家の利害の外に超越して、階級としての資本家の平均的・普遍的な利害を客観的に代表するものでなければならない。それゆえこのばあいの国家権力は、資本家階級の全構成員のそれぞれの所有にもとづく力の一部が疎外され、国家という組織に集中し合体して形成されたものとみるべきである。」(364頁—365頁) さらに重要な事柄は、資本制国家は被支配者階級である労働者階級からも消極的にはあれ、支えられていなければならないことである。⁽²²⁾ そのためには、「国家が赤裸々な階級独裁の道具としてではなく、すべての階級的利害から超越した中立的な政治組織という形や外観をとればとるだけ、さらには実質的な自律性を少しでももてばそれだけ、被支配階級の支持も得やすくなる。」(365頁)

ところで資本主義が独占段階に入ると、北原によれば、資本制国家は、階級としての資本家の普遍的な利害を代表するという本来の性格を一部変化させねばならなくなる。すなわち「国家はより多く独占資本の利害を代弁する政治組織という性格をもたざるをえなくなる。」(366頁) それにもかかわらず、「ここでも資本制国家は依然として形式的には国民全体の利害を代表する『国民国家』でありつづけるし、しかもそうである必要性がいっそう強まっている。」(366頁) というのは、「支配階級が分裂し従来の支配階級の内部に現行の支配関係＝秩序に反対する社会意識が形成される可能性が生じるし、また労働者階級もこの頃までにはかなり組織されて力を蓄え、資本制社会の本質や歴史性に目を向けはじめるからである。」

(366 頁)

このようにして、経済的支配階級からの現代国家の自律性が格段と強化されることとなる。このことは、そのかぎりでは、「その（現代国家の——村田）政策決定が、少数巨大独占企業や独占資本家たちの直接的利害によって全面的に左右されるようなものでない」（371 頁）ことを意味する。すなわち、「国家の政策決定を外部から全面的にコントロールできる単一の主体はもはや存在しない。国家は自律的な一個の主体として自らの政策を決定し、自らの占有・所有する膨大な資金や固定資産を利用・処分しつつ下部構造たる経済のあり方にたいしても積極的に介入する。このばあい国家における政策決定の仕組みは巨大企業のそれと似ており、国家の活動のための諸手段＝公的な資金と固定資産の利用・処分および公務労働にたいするコントロールは（立法府ではなくて——村田）大統領府や内閣を頂点とする行政機構そのものが担う。」（369 頁）

このような形で、北原は「経済的支配階級からの現代国家の自律性の強化」を強調するのであるが、他方で「現代国家の格段と強められた自律性は、……あくまで相対的なものにすぎず、絶対的自律性ではない」（371 頁）ことを注意する。というのは、北原によれば、「現代国家も資本制国家の最新形態にすぎないのであり、その経済への介入政策は基本的には少数巨大資本を中心とした経済体制の維持をはかろうとするものである」（371 頁）からである。ここで北原は、つぎの2点を自己の主張を根拠づけるものとして挙げている。その第1点は、現代国家による巨大独占企業の資本蓄積に対する全般的促進政策は、もちろんのこととして、現代国家による巨大独占企業に対する制約政策の推進さえも、反面において同時に消費財を中心とした市場の拡大に結果として導くことである。⁽²³⁾ 第2点は、「現代国家による改良諸政策が、依然として資本主義体制の大枠を、そして少数巨大独占企業の支配体制をくずすものではなかったこと、むしろこ

の体制を安定的に維持するのに不可欠の措置として、またこの体制によって許容可能な範囲で行なわれたものにすぎないこと」(372頁)である。

- (1) 北原 勇, 現代資本主義における所有と決定, 127頁—128頁, 参照.
- (2) 北原 勇, 前掲書, 132頁—134頁, 参照.
- (3) 北原 勇, 前掲書, 134頁—136頁, 参照.
- (4) 北原 勇, 前掲書, 156頁—166頁, 参照. なお北原は、「株式分散化をもたらす要因」として, 1) 増資, 2) 既存の諸株式会社の合同・吸収・結合, 3) 大株主の特殊な意図による株式の放出, および 4) 相続税納入のための相続株式の一部の売却を挙げている。(北原 勇, 前掲書, 167頁—173頁, 参照.)
- (5) 北原 勇, 前掲書, 188頁, 参照.
- (6) 北原 勇, 前掲書, 193頁, 参照.
- (7) 経営者による「会社それ自体」による支配力の一部私物化の事例として, 北原が挙げているのは, つぎのものである。(北原 勇, 前掲書, 193頁—194頁, 参照.)

自分と親密な関係のある別企業との優先的取引, 内部情報の利用による株式や不動産の取引, 高額の経営者報酬, 会社交渉費による私的消費, 自己の政治的・社会的地位や発言力の獲得のための会社経費の利用, 自己の会社内および社会的地位を利用しての親類縁者や友人への職・名誉・地位の提供など.

- (8) 北原 勇, 前掲書, 196頁—198頁, 参照.
- (9) 北原 勇, 前掲書, 208頁—213頁, 参照.
- (10) 北原 勇, 前掲書, 234頁—236頁, 参照.
- (11) 北原 勇, 前掲書, 237頁—239頁, 参照.
- (12) 北原 勇, 前掲書, 239頁—240頁, 参照.
- (13) 北原 勇, 前掲書, 241頁—245頁, 参照.
- (14) 北原 勇, 前掲書, 249頁—250頁, 参照. なお, 北原は、「金融資本型企業集団」という名称をつけた理由について, つぎのように述べている。「なお, ここで『金融資本型』という形容を用いたのは, この型の企業集団こそ, レーニン以降, 多くの理論的および実証的研究が積み重ねられてきた『金融資本』の現代における主要な存在形態にほかならないと考えるからである。」(北原

勇, 前掲書, 275 頁)

- (15) 北原 勇, 前掲書, 259 頁—266 頁, 参照.
- (16) 北原 勇, 前掲書, 301 頁および 305 頁—306 頁, 参照.
- (17) 北原 勇, 前掲書, 320 頁, 参照.
- (18) 北原 勇, 前掲書, 339 頁, 参照.
- (19) 北原 勇, 前掲書, 356 頁—358 頁, 参照.
- (20) 北原 勇, 前掲書, 358 頁—359 頁, 参照.
- (21) 北原 勇, 前掲書, 359 頁—361 頁.
- (22) 北原 勇, 前掲書, 365 頁, 参照.
- (23) 北原 勇, 前掲書, 371 頁.

5 日本の巨大企業における所有と決定

北原は、現代米国の巨大企業と企業集団について見出された「会社それ自体による企業資産の実質的所有の成熟にもとづく支配」の進展を、現代資本主義における一般的特徴として把握した上で、この一般的特徴を分析基準として用いて、日本の現代巨大企業における「所有と決定」の特徴を明らかにすることに努めている。

(1) 日本の巨大企業の株式所有構造

北原は、まず日本の巨大企業の株式所有構造の特徴として、つぎの4点を挙げる。⁽²⁾

(1) 株主総数が、新日本製鉄の48万21人(1981年)を筆頭に、歴大な数にのぼっており、「企業規模の巨大化とともに株主数が歴大化する」(382頁)という一般的特徴は、わが国においても確実に進展している。

(2) わが国の巨大企業の株式所有においては、法人企業の比率が驚異的に大きい(383頁)。「これは、(a) 1981年度、全上場会社の発行株式の

合計において、個人持株の比率 28.4% に対して、法人企業（証券会社をのぞく）持株の比率が実に 64.9% という高さに達していること、(b) 巨大企業の上位（20 位）の大株主のほとんどすべてが巨大法人企業であって、個人・一族の名は例外的にしか見出されないこと、に示されている。」(383 頁)「この点では、米国の巨大企業において検出された傾向は、わが国においてははるかに徹底して進んでいるということが出来る。」(388 頁)

(3)「わが国巨大企業では企業規模が急激に拡大し株主総数が膨大化しているにもかかわらず、上位の大株主（法人企業）の持株累積比率が非常に高い。」(388 頁)すなわち「巨大企業の大株主（上位 10 位、ないし 20 位）の持株累積比率が 20—50% ときわめて高い。」(393 頁)「この面では株式の分散化はむしろ米国よりもすすんでいない。」(394 頁)

(4)「金融業と非金融業との両者の巨大会社間で株式を相互に所有するという、わが国独特の『株式持合い』が広汎にみられる。」(390 頁)「わが国巨大企業では、企業規模の急激な拡大と株主数の膨大化にもかかわらず、上位大株主の持株比率が低下しないばかりか上昇すらしているという注目すべき特徴は、この上位大株主の持株が、……巨大企業相互間での株式持合いであるということと結びつくものである。」(390 頁)

こうした四つの特徴の確認にもとづいて、北原が導出した結論は、つぎのとおりである。「わが国巨大企業では、個人または一族が自己の株式所有にもとづいて会社を支配する型が少なくなり、自己の株式所有に基礎をおかない経営者によるマネジメント・コントロールの型が増大する傾向にあるという現代資本主義的現象は、米国よりもさらに数段とすすんでいる。」(393 頁)

ところで、北原によって「米国よりもさらに数段とすすんでいる」と結論された日本の巨大企業におけるマネジメント・コントロール現象は、

「米国よりもすすんでいない」とされた株式の分散化，すなわち巨大企業相互間の株式持合いによって進展せしめられている。そこで，北原は，この株式持合い関係のより具体的な構造の解明と，その本質の理論的考察へとすすむ。

(2) 巨大企業間株式持合いの構造

北原は，巨大企業間の株式持合いが，諸企業の集团的結集の紐帯として大きな役割を果たしていることに着目して，企業集団における株式持合いの具体的な構造を明らかにすることに努めている⁽³⁾。

まず，日本の金融資本型企業集団における株式持合いの具体的な構造について取り上げ，北原はその特徴として，つぎの3点を指摘している⁽⁴⁾。

(1) 金融資本型企業集団においては，同一の集団を構成する金融・非金融巨大諸企業の間には株式の持合い関係が形成されており，それらの持株累積比率が非常に高さをしめしている。1980年度についてみるならば，集団内全企業の集団内持株累積比率の平均は，三菱系 29.26%，住友系 26.74%，三井系 17.38% である。

(2) 金融資本型企業集団における巨大企業間株式持合いの構造は，典型的には，集団内各社が，集団内諸企業のほとんどの間に持合い関係をもっているというものである。北原は，これを株式の「環状持合い」とよぶ。この株式の環状持合いについて，第1に注目されるべきは，「いわゆる『窮極的な所有者＝支配者』を求めて順次大株式所有者をたどっていても個人または一族は現われず，法人巨大企業の連なる後に自己に回帰するという構造である」(403頁) ことである。第2に注目されるべきは，「ここでは，企業集団内のA社（たとえば三菱商事）をとってみると，同一集団内の他の巨大金融・非金融会社は，それぞれ単独でA社を支配することはとうていできないが，それらが共同すればA社の株主総会の議決

をかなり左右できるくらいの累積比率の株式を所有しており、他方 A 社は同一集団を形成する他の巨大会社に対して、単独では支配することができないが、集団内の他の諸会社と共同すれば、それぞれの会社の株主総会を左右できるくらいの累積比率の株式を所有しているという関係にある」(404 頁)ということである。

(3) ただし金融諸機関は、集団内諸企業にだけ株式投資を集中しているわけではけっしてないし、産業巨大企業の大株主の中には集団外の金融機関がかなり名を連ねている。

さていずれの金融資本型企业集団にも参加していない独立的な巨大諸企業における株式持合いについては、北原は、その典型としての新日本製鉄(1980 年度)を例にとって考察をこころみ、その特徴を、株式の「放射状持合い」に見出し⁽⁵⁾ている。すなわち新日鉄においては、一方で、独立的な有力金融機関(日本興業銀行)や、異なる企業集団の主力金融機関がほぼ同程度の有力な大株主として存在しており、他方で、新日鉄は、自己の大株主であるこれらの巨大金融機関に対して大株主でもある。「ここでは、持株比率という点だけからいえば、……金融資本型企业集団のばあいと同じように、新日鉄に対し、大株主の各金融機関は単独で支配する力をもたないが結束すれば株主総会の議決をかなり左右できる力をもつ、他方、新日鉄も相手の会社に対し単独では支配する力がないが、他の大株主である諸会社と結束すればそれぞれに対しかなり大きな発言力をもつ、という関係にあるといえる。」(410 頁)

(3) 株式持合いの本質

それでは、株式持合いの本質は、どこにあるのであろうか。北原は、まず第 1 に、株式持合いが、「資本金の水増し」と「利潤の水増し」をもた

株主支配と「会社それ自体」支配

らすものであることを注意する。⁽⁶⁾ というのは、「相互の株式所有は現実的
出資の裏づけをまったく欠いたたんなる持分証券の持合いであって、この
分だけ資本金＝名目上の会社資産と現実資本＝実質上の会社資産とは乖離
することとなる」(416頁)からである。したがって、北原にしたがうなら
ば、「会社間での株式持合いは、その本質において、株式会社の『資本
の充実・維持』の原則を冒すものであって、本来的な出資者である株主、
出資を考慮している潜在的株主、および会社債権者を欺くものである。」
(416頁) また「会社間での株式持合いのもとでは、利潤についても『水
増し』が行なわれ、また多くのばあい本来的出資者の配当取得権の稀釈化
が生じる。」(416頁)

つぎに北原は、「会社相互間で株式持合いが行なわれることは、企業活
動に対する経営者の『コントロール(力)』および本来的な出資者である
個人株主の『制約(力)』に、重要な変化をもたらす」(417頁)ことに注
意を促す。まず第1に、資本金が「水増し」され、名目的な資本金全体に
しめる(他)会社による株式所有比率が増大する結果、(他)会社所有の
株式に付随する議決権が拡大し、他方、本来的出資者である株主の議決権
が稀釈化し、その権利が相対的に縮小する。⁽⁷⁾ 第2に、会社間での株式持合
いは、相手会社の経営者の意思決定への信託を相互に与えあうことによ
って、会社所有の株式に付随する議決権を相手会社の経営者にいわば白紙委
任するのであるから、経営者はこの議決権と等しい力をもつこととなり、
多数の分散的な株主の意思から独立して、意思決定を行ない、自らの会社
に対する支配力を強化し、安定化する。⁽⁸⁾ 第3に、「株式持合いによる議決
権の相互委任の関係は、第三者があらたに株式取得によって当該会社の経
営中枢を奪取しようとする動き——いわゆる『乗っ取り』——を封殺する
うえできわめて有効である。」(422頁) 第4に、「株式持合いの本質は、
実は商法が否定している『議決権つきでの自社株大量保有』と類似してい

る。」(422頁—423頁)

(4) 株式持合いと「会社それ自体」

それでは、会社相互間の株式持合いは、現代の巨大会社ですすむ「会社それ自体」による実質的所有の成熟とそれにもとづく支配の組織的代行者＝「経営者」の出現という傾向、および「会社それ自体」の複合体としての企業集団化の傾向と、どのような関連にあるのであろうか。⁽⁹⁾この問題に対する北原の見解を示すならば、つぎのとおりである。「わが国では敗戦後、占領下で強行された財閥家族からの株式の没収や集中排除法による企業分割などによって、戦後間もなく、高率の持株で支配する個人、一族、または持株会社（財閥本社）が姿を消し、株式所有の分散がいきよにすすみ、さらに大企業経営幹部の戦犯指定＝追放が行なわれたこともあって、多くの大企業で自己の株式所有に基礎をおかない経営者による企業コントロールという状態が出現した。」(424頁)

しかしながら、「それらは資本規模の真の巨大化によって基礎づけられておらず、したがって個人や一族あるいは少数の大株主（外国資本をふくむ）の大量株式取得による支配の可能性を多分に残していたのであって、そこでは『会社それ自体』による実質的所有はなお未成熟であるし、それゆえにまた新しく登場した自己の株式所有にもとづかない経営者も、『会社それ自体』の所有にもとづく支配を代行する経営者としての内実を十分そなえておらず、その支配力の持続に不安定さをもっていたのである。」(426頁)

そこで「会社間の株式持合い」を通じて、「分散的な個人株主の議決権の稀釈化をすすめるとともに、新しい第三者（外国資本をふくむ）による経営中枢掌握のための株式取得（『乗っ取り』）を封殺する」(426頁）ことがこころみられたのである。

したがって、北原によれば、「多数の会社間での株式持合いがわが国で急速に普及し定着したことは、一方で、個人・一族の大株主の一大減少、株式所有の著しい分散化、自己の株式所有にもとづかない経営者の出現という、近代巨大会社に一般的な傾向がすすみつつも、他方でなお、『会社それ自体』による実質的所有の未成熟があるもとの、この未成熟を集団的にカバーして、経営者が安定した支配力をもっていくための対応であった。この意味では、わが国での株式持合いは、外国資本をふくむ第三者が経営権掌握のための株式取得を行なうかなりの可能性をはらんでいるというわが国巨大企業の弱さの反映であり、弱さへの集団的防衛であったということが出来る。」(426頁)

このことは、「わが国のばあい、各企業における『会社それ自体』による実質的所有の成熟は、集団化によって——高率の集団的株式持合いという手段による集団的一体化・集団的対外防衛の達成によって——はじめてもたらされるという面があった」(430頁)ことを、北原によれば、示すものである。

しかしながら、今日では、会社間の株式持合いと、その強化のもとの企業規模の急激な巨大化とによって、「会社それ自体」による実質的所有は成熟をみ、「会社それ自体」の所有にもとづく支配を代行する経営者による支配の安定も実現しているのである。そしてこのばあい、北原によれば、「高率の株式持合いの存在は、『会社それ自体』による実質的所有の成熟および、その所有にもとづく支配の経営者による代行を補強する日本独特の機構として、現代日本の巨大企業における経営者の地位の強化・安定に大きな作用をはたしているのである。」(427頁)このようにして、北原は、つぎのような結論に到達する。

「巨大企業における『会社それ自体』による実質的所有の成熟度の点でも、またその普及の点でも、わが国のそれは世界的にみて比類のないもの

となっている。」(427頁)

ただし、北原は、高率の株式持合いによる経営者の地位の安定・強化に関して、それが出現するのは、企業集団を構成している各企業の経営者が、集団全体の共同の利益を追求しているかぎりであることを注意している。すなわち各社の経営者が、集団全体の利益を損なうような決定・行動を行なう場合には、大株主である集団内他企業の経営者が結集して、当該企業に対して政策の変更や経営者の更迭を働きかけることになるのである。⁽¹⁰⁾したがって「各社の経営者は、集団全体の利益を損なうことのないかぎりにおいては、特定の大株主(=集団内他企業)の意向からも自立した意思決定をすることができる関係にある」(429頁)ことが、見落されてはならない。

(5) 株式持合いと借入金依存体質

ところで、わが国の巨大企業のほとんどは、他の先進資本主義国に例をみない借入金依存の体質をもっている。1980年度についてみるならば、製造業の自己資本比率は、日本 20.9%、米国 49.6%、西独 28.5%⁽¹¹⁾である。北原は、わが国巨大企業の借入金依存の体質が、「株式持合い」および「会社それ自体」による実質的所有の成熟と密接にかかわっていることについて、つぎのように指摘している。

「企業間の株式持合いの盛行は、本来の出資者たりうる個人にとって株式投資の魅力を減殺することとなり、したがって増資による資金調達を困難にして大企業の借入金依存を強めるし、逆に借入金に依存しうるのがゆえに企業は個人株主を軽視して彼らの権利を横奪するような企業間の株式持合いを進めることができたのである。また、巨大企業で『会社それ自体』による実質的所有が成熟し、その所有にもとづく支配を代行する経営者が

台頭したことは、『会社それ自体』の資本価値の増殖・蓄積をひたすらに追求する合理的・効率的な経営様式を成立させた。戦後日本の諸条件のもとで企業が生きのび発展するのにそれ以外の道はないと判断すれば、常識を越えた借入金依存もあえて断行するのが、経営者の理性であったし、自己の所有と関係ないゆえの自由な行動でもあったといえよう。（自己の所有を賭ける個人資本家にとっては、あのように大胆な借入金依存という決定はどうていなしえなかったのではないかと想像されるのである。）（435頁）

（6）借入金依存と金融資本型企业集団

それでは、わが国巨大企業の借入金依存体質と、金融資本型企业集団への結集との間には、どのような関係が存在しているのであろうか。この二つの間の関係については、北原は、つぎの一連の事項を指摘している。⁽¹²⁾

(1) 金融資本型企业集団を構成している巨大産業企業は、同一集団内の銀行をメイン・バンクとして歴大な借入金のかかなりの部分を借入れている。
(2) 各集団の銀行がいずれの集団にも属さない超巨大産業企業に融資を行なう関係があるととも、他方では各集団の中心的な巨大産業企業が、いずれの集団にも属さない金融機関（興銀・長銀・輸銀など）から巨額の融資をうけているという関係が存在する。
(3) 他集団の産業企業への融資は、株式所有のばあいよりも一般的に行なわれている。
(4) 多額の固定的融資、高率の借入金依存は、銀行と産業企業との相互依存を強め一蓮托生の関係を作り出すが、産業企業の側も巨大独占企業だし、銀行の側にも競争があり政府系の巨大銀行も存在するという状況下では、銀行による一方的な産業企業支配は一般には不可能であり、したがって、銀行は集団の結集軸、調整役として大きな役割を果しつつ、銀行も産業企業もそれぞれ相互の利益のために集団に結集しているのだという米国にもとづく分析は、わが国

の金融資本型企业集団にも基本的にあてはまる。

しかしながら、「わが国の巨大企業における決定や行動は、他国にみられない高い借入金依存によって、やはり特徴づけられている」(436頁)ことが、北原によれば、見落されてはならない。この点についての北原の見解を示すならば、つぎのとおりである。「もっとも重要な側面は、企業をして資本価値の最大限の自己増殖・蓄積にかりたてる力が、わが国のばあい主に借入れにあるということである。わが国巨大企業において自己資本比率はほぼ20%内外、払込資本はこの半分であり、しかもみせかけの払込みである企業間の株式持合いの分を差引くと、本来の出資分は会社資産＝使用総資本のごくわずかの部分を占めるにすぎない。さらに高率の持合いのために一般株主の経営参加権の形骸化はその極に達している。配当利回りがいかに低くてもこれを変えさせる力は一般株主にはない。これに対し、銀行は、産業企業の使用総資本の大部分を貸付けによって供給している。企業が企業として存続し発展するためには、龐大な借入金に対する利子を確実に支払うことが至上命令となる。企業はそのために最大限の自己増殖を追求せざるをえないし、そうさせるように銀行は融資の量や条件の操作および情報の収集と供給をつうじて、企業の行動を大きく『制約』するのである。ある企業の経営が失敗したにもかかわらず経営者が責任をとろうとしない時、銀行は単独でも圧力を加えるだろうし、最終的には集団内の大株主である他企業と協力して株主総会でこの経営者の更迭を決定することができるのである。」(436頁—437頁)

(7) 「所有と決定」と変革

最後に北原は、わが国における「所有と決定」のあり方の本格的変革の問題との関連で、「所有と決定」の諸特徴のもつ含意について、つぎのように論じている。

「変革主体の未成熟な現状からすれば、この変革の現実化はなお遠い将来のことに属するように見える。しかし少なくとも次のことは言えよう。すなわち、労働者大衆の零細な貯蓄をふくむ国民各層の（貨幣）資産が、銀行をつうじて結局、私的大企業における『会社それ自体』の資本として役立てられ、『会社それ自体』のいっそうの強大化にのみ結集するという仕組みは、大多数の国民がその恩恵にあずかっているかぎり、自然なものとして受容され維持されていくであろうが、そのような関係がいつまでもつづく保証はない。この仕組みのもたらす諸矛盾の展開の中で、本来的に国民の資産であるものを国民が自ら統制・管理する必要が認識されるようになり、その具体化が現実的課題となる日がいつかはくる。」（437頁）

(1) 北原 勇, 現代資本主義における所有と決定, 375頁, 参照.

(2) 北原 勇, 前掲書, 382頁—393頁, 参照.

(3) 北原 勇, 前掲書, 376頁, 参照.

(4) 北原 勇, 前掲書, 394頁—407頁, 参照.

(5) 北原 勇, 前掲書, 408頁—411頁, 参照.

(6) 北原 勇, 前掲書, 413頁—417頁, 参照.

(7) 北原 勇, 前掲書, 418頁参照.

(8) 北原 勇, 前掲書, 420頁および421頁参照.

(9) 北原 勇, 前掲書, 424頁, 参照.

(10) 北原 勇, 前掲書, 428頁—432頁.

(11) 北原 勇, 前掲書, 433頁, 参照.

「1970年代をつうじ、製造業の主要企業の負債比率（負債÷自己資本×100）は日本400—500%、米国90%前後、西独200%前後であったし、1980年度、製造業の主要企業の自己資本比率は、日本20.9%、米国49.6%、西独28.5%であった。」（433頁）

(12) 北原 勇, 前掲書, 435頁—436頁, 参照.

6 北原の所論の検討

前節までにおいて北原の所論を理解することに努めたので、本節においては、本稿の課題との関連において北原の所論に含まれている問題点を内在的に検討していくこととする。

(1) 現代資本主義と「所有と支配」

われわれがまず第1に問題にしなければならないのは、「企業における所有と支配の変容」の研究が、現代資本主義の特質の研究に対してもっている意義についてである。北原の所論の出発点には、「現代資本主義の全体像とその歴史的意義は、現代巨大企業の所有と支配の特質とその歴史的意義を明らかにするならば、明らかにできる」という前提が置かれている。しかもその際、歴史的意義というのは、われわれの理解するところによれば、「人びとの全生活」にとってもっている歴史的意義である。こうした前提を北原が出発点に置く根拠は、企業における「支配」とは、そもそも企業における政策の「決定」に「支配者」が自己の意思をおしつけることであり、したがってこの政策「決定」の内容によって、人びとの全生活は大きな影響をうけると解されるからである。しかも現代資本主義は、少数の巨大企業を中心に営まれているのである。すなわち、現代資本主義の中核をなす少数巨大企業の所有と支配の在り方は、人びとの全生活を規定する大きな力をもつと考えられるのである。そこで北原は、現代企業の所有構造の変化、より具体的には株式会社の株主構成の変化、したがってまた所有主体の構成の変化を問題とするとともに、この所有主体の変化に対応させて支配主体の変化に注目し、特定の個人大株主から「会社それ自体」への支配主体の変化という構想に到達することとなったのである。しかも

所有主体と支配主体の変化は、さらに企業政策の決定の内容を変化させると解されるので、北原は、自ら所有面・支配面での変化が企業の決定の主要内容や基本性格にどのような変化を与えたのかという問題を設定している。すなわち、「現代の独占的巨大企業の一部は、『会社それ自体』による実質的所有の成熟という所有面での特徴をそなえ、専門的経営者とその組織によってコントロールされるにいたっているが、かかる現代の独占的巨大企業は意思決定の面ではいかなる新しい特徴をもつことになっているのか。その『決定』の主要内容や基本性格にはいかなる変化が生じているのか。それらの変化、新しい特徴は、すでにみた所有面での新しい特徴といかなる関係をもつのであろうか。」(199頁)

ところがこうした問いに対する最終的解答として、北原は、所有主体および支配主体の変化および異同は、決定の内容、企業の基本的活動動機、および行動目標を根本的に変えるものでないとする結論を導出している。すなわち、「巨大企業が、巨大な（結合）資本を内実とし独占的市場支配を遂行している存在である以上、コントロールの主体や型の差異をのりこえて、そこに共通した巨大資本としての運動が見出せるのは、むしろ当然のことである」(227頁)としている。より具体的には、北原は、企業の基本的活動動機に関しては、資本制企業であるかぎり、「資本価値の自己増殖と蓄積」であることには変りはないとしている。

つぎに現代巨大独占企業の行動目標に関しては、競争段階の資本制個人企業とのちがいを強調して、独占部門における「利潤の長期継続的最大化」と新分野における「当面の利益を無視した行動」を指摘しているが、しかしこうした変化は、企業の「所有面」の変化によってひきおこされたものではなくて、むしろ企業のおかれている市場構造の変化、なかんずく競争的市場構造から独占的市場構造への変化に起因するものであると北原は解している。すなわち現代巨大企業に関するかぎり、所有者が経営者で

あろうと、非所有者が経営者であろうと、独占的市場構造のもとにおいては、基本的に同一の行動目標、したがってまた同一の政策決定と実行がもとめられると北原は解している。このことは、企業の「決定」の内容は、所有構造および支配構造の内容ではなくて、かえって企業のおかれている市場構造とそのもとで展開される企業間競争の内容、したがってまた「競争の強制」によって規定をうけるものであることを意味している。

もしこの見解が正しいとするならば、企業における「所有と支配」の在り方は、このかぎりでは企業活動および人びとの全生活に影響を及ぼす根本的規定要因、あるいは「独立変数」をなすものではなくて、それ自体が、むしろ、企業の市場構造および競争状況への企業の適応努力の産物として、したがってまた「従属変数」として把握されねばならないこととなる。このようにして、人びとの全生活に対する作用との関連において重要な規定要因が、企業の「所有と支配」の在り方ではないということになると、現代巨大企業の「所有と支配」を明らかにすれば、現代資本主義の特徴が明らかになるとする北原の前提の妥当性、「所有と支配」が「現代資本主義を現代資本主義たらしめる構造的特徴のなかでも……とくに重要で中心的なものである」(2頁)という北原の主張の意味、あるいは「所有と支配」こそは「独占資本主義の構造的特質の主要な環をなす」(4頁)という北原の主張の真意を、われわれは、どのように理解すればよいのであろうか。

この問題を検討する上でわれわれにとって重要となるのは、北原自身は過大視してはけっしてならないとしているところの、独占的市場構造に、より適合した、決定主体の恣意性の薄い、したがってより合理的な「資本価値の増殖と蓄積」の必要性こそが、決定主体したがって支配主体の構成変化をもたらしているのではないかということである。この場合には、ある一定の市場構造と競争状況のなかで、選択すべき政策の決定と実行を可能にさせる能力をもった決定主体が用意されているかどうか、「資本価

値の増殖と蓄積」にとって死活的重要性をもつこととなる。逆に、こうした死活的重要性をもつ問題の解決策として用意されている「決定」主体の特質，したがってまた「支配」主体の特質を明らかにすることができるならば，こうした主体を必要とさせた現代巨大企業の市場構造と競争状況の特質，さらには現代資本主義の特質にもせまりうることとなる。北原自身も，独占段階における資本主義のもとでは，「計画原理」の作用する領域が格段に拡大していること，すなわち，少数の巨大独占企業の予測・判断・決定によって動かされる領域が拡大していくにしたがって，逆に企業が予測・判断・決定の能力をもっていることの必要性が格段と高まることを強調している。こうした必要性に応えるために，「会社それ自体」の実質的所有にもとづく支配，その代行機関としての経営管理組織という形の「所有と支配」の変容が生じているとするならば，それは，同時に現代資本主義の特質をまさに構成するものであるといわれうることとなる。

(2) 「制約」と「コントロール」

われわれが第2に検討しなければならないのは，「支配」という重要な概念の中核的内容をなすものは，「制約」なのか，それとも「コントロール」なのかという問題である。

北原は，「支配」を「制約」と「コントロール＝決定」の二つに分け，ある段階までは「コントロール＝決定」を「支配」の中核的内容を構成するものとして，その重要性を極めて強調する。これは北原が彼の著書の表題を「所有と支配」としないで，「所有と決定」としていることの中に，端的に示されている。しかしこうした強調は最後まで終始一貫しているわけではけっしてなくて，所論の最終局面になると，この強調は撤回されて，「コントロール＝決定」の自由は，絶対的なもの・完全なものではけっしてなくて，その範囲および方向は，「制約」によって「枠づけ」られ，「方

向づけ」られていることが、一転して強調されることになっている。このことは、われわれの理解するところによれば、「支配」の中では、逆に、「制約」こそが中枢の内実を構成するものであることを意味する。

ところで、従来日本語で「支配」と訳されてきたものは、英語では、“control”であった。北原自身、「経営者支配論」の古典として有名なパーリ＝ミーンズの共著『近代株式会社と私有財産』を取り上げて、そこでは、「株式会社においては、『その諸活動に関する指揮は取締役会をつうじて行われる』ことからコントロール力とは『取締役会（または過半数の取締役）を選出できる現実的力』と定義されている」（146頁）と論述している。この論述の中にある、「株式会社の諸活動に関する指揮」（direction over the activities of a corporation）が、北原のいう「コントロール」を意味し、「取締役会（または過半数の取締役）を選出する現実的力」（the actual power to select the board of directors, or its majority）、すなわちコントロール力（control）こそが、従来「支配」（control）として訳されてきたものであり、しかもこれは、北原のいう「制約」に相当するものであると解される。もしもこうしたわれわれの解釈が正しいとするならば、パーリ＝ミーンズが用いている control が「支配」であり、しかもそれは北原の「制約」に対応しており、これに対して北原が用いる「コントロール＝決定」は、パーリ＝ミーンズの「指揮」（direction）、したがって一般に「管理」・「最高管理」・「経営」という概念で表現されているものに対応することとなる。したがってパーリ＝ミーンズの用語法に依拠して用いられている従来の「支配」概念にしたがえば、「支配」はむしろ北原のいう「制約」のみとなり、北原のいう「制約」主体こそが、「支配者」として把握されなければならないこととなる。

ところで、こうした制約主体としては、北原は、「総体としての株主」を考えているわけであるから、「総体としての株主」こそが、パーリ＝ミ

ーンズ流の用語法での「支配者」ということになり、このかぎりでは、北原の所論は、「株主（総体）支配論」あるいは「株主（一般）支配論」として位置づけられねばならないこととなる。このことと関連して想起されるべきは、北原のつぎの論述である。

「株式会社をして資本制企業として運動するように、自己の意思をおしつけている存在は株主（一般）である。本来、株式会社は、一定程度の配当と株価の維持（上昇）を期待した株主の出資という意思的行為によって成立したものであり、株主のこの出資行為こそ会社に営利を目的として行動することを義務づけ、会社資産に資本としての自己増殖活動をなさしめるようないわば遺伝子と始動エネルギーを付与するものにほかならない。これによって会社が資本家的な魂＝意思をもつことになるといってもよい。より具体的には企業の管理・運営を委任された経営者は、会社資産を増殖させ、その成果（の一部）を株主に配分する義務を遂行しているかぎり、その地位にとどまれるのであって、もしそれを継続的に怠ったり失敗したりすれば、株主の総意によって更迭されることになる。」（118頁—119頁）この論述においては、北原は、「自己の意思をおしつけている存在」すなわち「支配者」、経営者に企業の管理・運営を委任する主体、そして経営者の更迭主体として、明白に「株主（一般）」を位置づけている。

このようにして、「総体としての株主」、あるいは「株主（一般）」が制約主体であり、したがって「支配」の中核的内実が「制約」である場合には、「個々の株主による『所有』の内実の空洞化の完成」（188頁）とか「株主による所有の空洞化が極限まで進行する」（196頁）ということは到底言われえないこととなる。なぜなら、北原自身、『会社それ自体』は、この（株主一般によって——村田）与えられた基本的方向づけと大枠の中でのみ運動するし、経営者は、この（株主一般によって——村田）与えられた枠の内において、株主から『自由』に独自の政策・決定を行なうこと

ができる」(198頁)と断言しているからである。

(3) 総体としての株主と相対的大株主

北原は、「株式会社を資本制企業として運動させる基本的な力が、あくまで総体としての株式所有にあるのであって、決して特定個別の有力株主の持株にあるのではない」(119頁)こと、また「総体としての株主がその意思を会社に押しつける」(120頁)ことを強調する。そしてこのことを根拠として、株式会社を「一つの資本が他の資本を支配する機構」(108頁)、「支配資本のもとに従属資本が集中される……『支配集中』の機構」(108頁)であるとする学説の妥当性に対して、それが、「19世紀から現在にいたる株式会社の現実の存在形態に基礎をおいたものである」(108頁)ことについては、これを見とめながら、異議を唱えている。その際、この学説の問題点として、北原は、つぎのような事項を挙げている。(1) この学説では、「『支配株主』不在の型の会社を分析できない。」(120頁)「現代を代表するような巨大企業の一部において、……支配的大株主や中核的株主さらには複数強力株主すらその存在を検出できないような状況が生じている」のであるが、「『支配集中』機能を本質とみなす従来の株式会社論ではこのような巨大会社の本質を分析する基準たりえない。」(108頁)(2) 「『支配株主』の存在に固執する見解は、かえって株式会社を資本制企業たらしめている関係を見損なう」(109頁)ことになる。「株式会社を『一つの資本が他の資本を支配する機構』と把握することによって、株式会社に結集した資本が総体として賃労働を支配するという基本関係を軽視することになるとすれば大きな誤りといわねばならない。」(120頁)(3) 大株主のみならず、「多数の弱小株主もすべて、消極的であれ『支配』に参加していることを見失ってはならない。」(120頁)

ところが北原は、総体としての株主による「制約」行為の実態、すなわ

ち経営者を更迭させる運動主体の中核を構成するものとしては、「持株比率としてはきわめて低率とはいえ、絶対額としては大量多額の株式を所有する大株主達」(197頁)を挙げている。すなわち、「経営者が、きわめて無能・無責任であったり、あるいは、会社資産運用において個人的利益を優先させたり会社資産の私物化が顕著であったりしたばあい」(238頁)、「経営者の無能や政策・決定の誤りによって会社の利潤率の大幅低落・損失が生じ、一定期間にわたって、配当率の低下(無配をふくむ)、株価の低下がつづく事態が生じる」(197頁)ばあいには、「持株比率としてはきわめて低率とはいえ、絶対額としては大量多額の株式を所有する大株主達が中心となって株主総会へ出席、委任状獲得を通じて辞任を要求するという形をとるばあいもあろう」(197頁)とか、「……株価の低落は、従来の大株主や新しい他の大会社・大資産家がこの機会に安価となった株式を買い占め、信用を失った経営者に代わってその地位を得ようとする動きを刺激し、表面化させる」(197頁)とか、日本の金融資本型企業集団について、「各社の経営者は集団全体の利益を損なうような決定・行動を行なうことは許されない。もしそのようなことをしたとすれば、結束した大株主(=集団内他企業)によって直ちに圧力が加えられる」(429頁)とか、あるいは新日鉄について、「新日鉄の経営者が資本制的利益を追求しているかぎり、各種の大株主が連合して新日鉄の経営者による意思決定に介入する必要はないのであって、経営者がきわめて無能であったり、悪質な乱脈経営を行なう例外的なばあいにも、大株主たる巨大諸企業の経営者が結集して新日鉄に対し政策の変更や経営者の更迭を働きかけることになる」(432頁)と述べている。

これらの論述は、制約主体の中核をなすものは、「総体としての株主」ではなくて、あくまでも「持株比率はきわめて低率とはいえ、絶対額としては大量多額の株式を所有する大株主達」、すなわち「相対的大株主」で

あることを示している。したがって、このかぎりでは、相対的大株主をどこまでも中核的「制約」主体とする、「非所有者である専門的経営者によるコントロール」が、マネジメント・コントロールということになる。

(4) 「会社それ自体」と「株主総体」

北原の所論の独自性は、支配的大株主も中核的大株主も複数強力株主さえも存在しない現代巨大企業の「所有と支配」の本質にせまるためには、「会社それ自体」という新しい概念装置が必要であり、有効であるとする主張にもとめられる。

この場合に、「会社それ自体」という概念は、北原にあっては、多数の株主によって出資された資金、すなわち潜在的資本を、一つのまとまった結合資本・現実資本として直接的・実質的に「所有」し、その増殖と蓄積を志向し、運用し、「コントロール」する主体として想定されている。このかぎりでは、北原の見解は、株式会社の法形式の背後にある考え方、すなわち、企業資産が出資者である株主の共同所有物であることは認めつつも、この企業資産の運用にあたっては、単一意思による運用が不可欠であり、そのために「法人格」を認められた「会社」という単一主体による所有という形式を想定することを必要とする考え方と軌を一にしている。しかも北原はたんに法形式の次元で考えるのではなくて、この法形式が実質を伴っていることを強調する。

ところで、今ここで、結合資本の全体、企業資産として具体化される現実資本全体の自己増殖と蓄積を自己の使命として、その実現にひたすら邁進する主体を想定する必要を認めて、この主体を、北原にしたがって、「会社それ自体」とするとき、この「会社それ自体」は、結合資本・現実資本の自己増殖と蓄積にひたすら忠実に邁進する存在であって、それを怠ったり、それから逸脱することは想定されえない。というのは、「会社

株主支配と「会社それ自体」支配

それ自体」は、北原によれば、まさに、「資本の人格化としての資本家」にあたる存在であるからである。もしそうであるとするならば、この場合には、「総体としての株主」が、「会社それ自体」を「制約」する必要性も余地も、どこにもないはずである。にもかかわらず、北原自身は、「総体としての株主」による制約の存在を、きわめて強調している。このことは、「資本の人格化としての資本家」にあたる存在としての「会社それ自体」という規定の仕方と、「総体としての株主」によって制約される存在としての「会社それ自体」という規定の仕方とが、いまだ論理的に整合していないことを示すものである。

もちろん、「会社それ自体」は自然人ではないので、その代行者として専門的経営者を雇用しなければならない。この専門的経営者は、「会社それ自体」の期待に答えて、最高管理職能を遂行すべき存在であるが、現実には、北原自身も指摘しているように、その職務に忠実であるとはかぎらず、逆に企業資産の私物化にはしる危険性がある。この危険性が現実のものとなった時には、経営者の更迭が行われなければならないが、その主体は、論理的には、どこまでも「会社それ自体」であって、けっして「総体としての株主」ではないはずである。にもかかわらず、北原は、更迭主体として「総体としての株主」を想定している。その根拠が、「会社それ自体」は自然人ではないので、経営者を更迭するにあたっては、代行者が必要とされ、こうした代行者としては、「総体としての株主」をおいて他にはないということにもとめられるとするならば、「会社それ自体」の代行者として、専門的経営者と並んで新たに「総体としての株主」が登場することとなり、「会社それ自体」の制約者としての「株主総体」と「会社それ自体」の代行者としての「株主総体」とが出現して、論理的に一貫しないことになる。

(5) 資本家でない経営者と能動的・活動的資本家的支配階級としての経営者

北原の中心的研究課題のうちには、現代資本主義における経済権力の所在と性格をつきとめ、支配・従属関係の現代的特質を明らかにすることがあった。資本家は、どこにどのような姿で存在しているのか。この問いに対する北原の答えは、「現代巨大企業において、資本制個人企業における『資本家』にあたる存在を求めるとすれば、それは、『会社それ自体』——正確にはその所有にもとづく支配を代行する経営管理組織をそなえた『会社それ自体』の他にはありえない」(232頁)とするものであった。そしてその上で、「社会階級は、あくまでも本来の人間を単位とした集団にかかわる概念であるので、個人『資本家』にあたる存在が『会社それ自体』であるとしても、『会社それ自体』が社会階級としての資本家階級の一員であり資本家階級を構成するというにはならない」(233頁)として、結論としては、北原は、現代巨大企業の経営者が、「現代における資本家的支配階級のなかのもっとも活動的な部分である」(239頁)と主張している。しかもこの結論は、「現代巨大企業の経営者について、彼らの企業内での役割と権力、『会社それ自体』との関係、企業外での社会的役割と影響力、取得と私的所有、以上の総体から生じるイデオロギー——これらすべての側面を総合してみる」(239頁)ことによってはじめて得られるものとされている。すなわち、北原によれば、「現代巨大企業の経営者の階級的性格は、……資本家にあたる存在としての『会社それ自体』との構造的関連を中心としてさまざまな側面を総合してはじめて結論されるようなものであって、『彼らは「資本の運動を担う」存在だから(機能)資本家である』というような主張は短絡にすぎる」(246頁)こととなる。

ところが北原は、他方で、「現代巨大企業の経営者は、資本の所有者で

もなければ占有者でもなく、自らの所有にもとづく支配者でもない」(237頁)として、経営者の「資本家」性を拒否し、このことを根拠に、株主の実質的所有の喪失に伴う支配力の移行先を、直接的に経営者にもとめることを拒絶している。

そこでわれわれにとって問題となるのは、一体、資本家ではないとされた経営者が、「資本家の支配階級のなかのもっとも活動的な部分」となり、「単なる大資産家としての大株主よりも、能動的・活動的な資本家の支配階級としての役割を演じている」(239頁)ことを、どのように解すればよいのか、ということである。

このことと関連して、われわれにとって問題となるのは、北原が大株主を資本家階級の一翼を形成するものと規定しながらも、「寄生的」な大資産家として把握していることである。というのは、大株主は、確かに「コントロール」の主体ではないにしても、「制約」主体として、「支配」の中核機能を担っていると解されるからである。

(6) 産業資本型企业集団は、はたして企業集団か

北原は、「企業集団」を「複数の(程度はともあれ)自立性をもった諸企業が、共通の目的をもち、意思の内部調整にもとづいて共同のあるいは協調的行動を行なうことによって共同の利益を享受しようとする恒常的組織的集合体」(249頁)として定義している。

その上で、産業資本型企业集団における所有と支配の特徴として、親会社による子会社・関係会社の株式の高率所有にもとづく「専一的支配」を挙げている。しかも北原は、100%株式所有の子会社については、「親会社たる巨大独占企業が機能させている資本総体の一部が、形式上別会社のものとして独立形態を与えられているにすぎないのであって、この子会社は、親会社の内部組織の一事業部と共通した性質をもつものといえる」

(261頁)としている。しかも北原のこの見解は、つぎのような宮崎義一のバーリ＝ミーンズ批判に対する北原の反批判の根拠をもなすものである。

すなわち、「親会社（B）が『経営者支配』型の会社であっても、この会社が子会社（A）をもてば、（B）の経営者は株主機能を代行するのだからバーリ＝ミーンズ流の『経営者支配』型における経営者とはちがった動機で活動することになる」（270頁）とする宮崎のバーリ＝ミーンズ批判がそれである。すなわち、北原によれば、「親会社の経営者は会社内部の下部組織の担当者に対するのと同じように子会社経営者を支配するのであって、『株式所有権』にもとづく力の行使はこのばあい、たんなる形式にすぎない。親会社と（完全）子会社は一体のものとして認識すべきものである。」（271頁）また北原は、「親会社・支配会社は自ら定立した目的にしたがってすべての行動をするのであり、それゆえ、子会社をつくったり被支配会社を支配する行動も、その本来の目的にしたがって行なわれるはずであって、逆に子会社・被支配会社を支配することを通じて支配会社の目的が決定されたり、基本的に規定されたりするわけのものではない」（271頁）ことを強調している。

こうした北原の主張からわれわれにとってここで問題となることは、100%子会社に関して、自立性が存在していない場合には、こうした子会社からなる「産業資本型企业集団」は、北原の定義した自立性をもった複数の企業をメンバーとする「企業集団」には該当しないのではないかということである。

このことは、親会社が子会社・関係会社の株式の過半数を所有するばあいについても同様である。というのは、このようなばあいについて、北原自身、「親会社は子会社・関係会社の意思決定、企業活動を完全に支配することができる。この支配の実質は、……100%出資子会社にたいする支

配に準ずるものとして把握してよい」(261頁)と述べているからである。

(7) 現代国家と経済的支配階級

北原は、まず「本来、資本制国家は公的暴力を中心とした諸力をもって資本制的社会秩序を維持し、支配階級たる資本家階級の労働者支配を政治面から補完する『階級国家』であるが、同時に国民全体の利害を代表し全社会を統括するもの(『国民国家』)としてあらわれ、最初から経済的支配階級から一定の自律性をもつものとして存在してきた」(364頁)ことを確認する。このことは、資本制国家は、資本家階級の「共同事務を遂行する」政治組織であるから、「特定の有力資本家の意向によって左右されたり個別資本家の利害を直接代弁したりするものであってはならない」(364頁—365頁)ことを意味する。

ついで、現代国家に関して、北原は、それが経済的支配階級からの「自律性」を強めたこと、その政策決定が少数巨大独占企業や独占資本家たちの直接的利害によって全面的に左右されるようなものでないことが確認できるとする(371頁)。

その上で、北原はつぎのことを注意する。「現代国家の格段と強められた自律性は、……あくまで相対的なものにすぎず、絶対的自律性ではない。現代国家も資本制国家の最新形態にすぎないのであり、その経済への介入政策は基本的には少数巨大資本を中心とした経済体制の維持をはかるうとするものである。」(371頁)

こうした一連の主張と、現代巨大企業における株主・「会社それ自体」・経営者に関する北原の主張との間には、きわめて高い類似性が存在している。とくに特定個人大株主の意思からの「会社それ自体」の自律性の主張と、経済的支配階級の意思からの「現代国家」の自律性の主張の間、またこの自律性があくまでも相対的なものにすぎず、絶対的自律性ではないと

する主張は、まったく同一である。もしそうであるとするならば、現代巨大企業について、相対的自律性であるにもかかわらず、「会社それ自体」による実質的支配が主張されうるとするならば、「現代国家それ自体」による実質的支配が提唱されてしかるべきである。逆に現代国家について「国家それ自体」による支配は主張できず、やはり経済的支配階級による支配が存在すると解するのであるならば、現代巨大企業についても、「会社それ自体」による支配はついに主張できず、個別大株主による支配こそが強調されねばならないはずである。

(8) 日本企業の株式持合いと「会社それ自体」

北原は、日本の巨大企業相互の間の株式持合いに関して、それは、「『会社それ自体』による実質的所有の未成熟があるもとの、この未成熟を集団的にカバーして、経営者が安定した支配力をもっていくための対応」(426頁)であり、「『会社それ自体』による実質的所有の成熟および、その所有にもとづく支配の経営者による代行を補強する日本独特の機構」(427頁)であり、その結果として、「巨大企業における『会社それ自体』による実質的所有の成熟度の点でも、またその普及の点でも、わが国のそれは世界的にみて比類のないものとなっている」(427頁)と述べている。

しかしながら、「会社それ自体」による実質的所有の成熟は、北原によれば、本来「巨大企業において、株式所有の極度の分散と経営管理機能の複雑化の進展にもなって株主が失っていく力は、まずもって、その巨大企業の『会社それ自体』に移転・凝集し、それによる所有の内容充実を結果する」(191頁)形で成立をみるものであった。とするならば、「成熟度の点でも、またその普及の点でも、……世界的にみて比類のないものとなっている」とされる日本の「会社それ自体による実質的所有の成熟」は、米国の巨大企業において、「株式所有の極度の分散と経営管理機能の複雑

化の進展」の結果として生じた「会社それ自体」による実質的所有の成熟とは異なる要因によって生じたものと言わねばならない。

日本の場合に、「会社それ自体」による実質的所有が北原の主張するように未成熟であったとするならば、それは、株主の所有にもとづく支配がまだ残存していたことを意味する。そのような状況のもとでの「株式持合い」は、既存株主の所有にもとづく支配を、第三者による「乗っ取り」の危険に対抗して、より強固なものにするために、既存株主によって採用された対応であったとも解されるのであって、これを、北原のように、「経営者が安定した支配力をもっていくための対応」として把握することはできないのではなかろうか。

また北原は、金融資本型企業集団の編成方法に関して、日本と米国の相違点をつぎのように指摘している。「米国の金融資本型企業集団においては、それを構成する巨大企業のそれぞれにおいて（集団化とは一応無関係に）規模の巨大化と株式の極度の分散化にもとづいて『会社それ自体』による実質的所有が成熟していき、集団はこのような複数の自立した『会社それ自体』の複合体として編成されるのであるが、わが国のばあい、各企業における『会社それ自体』による実質的所有の成熟は、集団化によって——高率の集団的株式持合いという手段による集団の一体化・集団的対外防衛の達成によって——はじめてもたらされるという面があった」（430頁）この場合に、集団化そのものが集団的一体化・集団的対外防衛を目的とするものである時に、この目的の設定主体は、北原によれば、「安定した支配力をもっていく」ことを企図した「経営者」とされるのであるが、しかしながら、この場合にも、なおかつそこに残存しているはずの支配主体としての既存「株主」が、何故に、目的設定から排除されることになるのであろうか。むしろ、既存の大株主が、外国資本をふくむ第三者による「乗っ取り」を防止するために、株式持合いという手段による集団化とい

う対応策を選択したのではないであろうか。

この点に関して想起されるべきは、北原が、日本の金融資本型企业集団における株式持合いについても、また新日鉄に代表される独自の巨大な企業集団における株式持合いについても、特定企業の経営者の決定が企業集団全体の利益を損なうような場合には、「大株主」である集団内他企業が結束して経営者の更迭にたちあがることを強調していることである。このことは、株式持合いを手段として集団化をもとめたものが、むしろ「大株主」であることを意味している。

(9) 非所有者による「コントロール」と本来の出資者による「制約」

北原によれば、「会社それ自体」の実質的所有にもとづく支配によって特徴づけられる現代資本主義に関して看過されてはならないのは、その中に、「労働者大衆の零細な貯蓄をふくむ国民各層の（貨幣）資産が、銀行をつうじて結局、私的大企業における『会社それ自体』の資本として役立てられ、『会社それ自体』のいっそうの強大化にのみ結集するという仕組み」（437頁）が存在していることである。しかもこのことは、北原によれば、「本来的に国民の資産であるものを国民が自ら統制・管理する必要」（437頁）があることを意味する。

また「会社それ自体」の実質的所有にもとづく支配を代行する経営者に焦点をあてるならば、現代資本主義の特質は、非所有者である経営者が、自己の所属する企業についてのみならず、自己の所属する企業が大株主である他企業についても、「自らの所有にもとづかないで、本来所有にとまなう権限をわがものとする」（330頁）ところに見出される。このことは、そのかぎりでは、本来の所有者には、自己の所有する（貨幣）資産のコントロールが許されず、逆に非所有者である経営者に他人の（貨幣）資産のコントロールが許されることを意味している。

株主支配と「会社それ自体」支配

さらに、日本の巨大企業における株式持合いについてみるならば、それは、北原によれば、本来の出資者である個人株主の権利を稀釈化し、逆に出資をしていない経営者の自らの企業に対する支配力を強化し、安定させるものである。のみならず、北原によれば、「会社間での株式持合いは、その本質において、株式会社の『資本の充実・維持』の原則を冒すものであって、本来の出資者である株主、出資を考慮している潜在的株主、および会社債権者を欺くものである。」(416頁)

以上の一連の北原の指摘の中に、われわれは、企業資産の本来の所有者に当然帰属すべき支配権の行使が許されていないとする、北原の憤慨を看取できるのであるが、しかしながら、非所有者である専門的経営者に企業資産のコントロールを委託する道を最善の道として、零細株主・国民大衆を含む本来の所有者が選びとり、しかも、いまだ「総体としての株主」の許容しうる枠内におさまっているのであるならば、したがってまた恩恵にあずかっているかぎりことさら憤慨すべき事態ではないことになる。逆に、専門的経営者による企業資産のコントロールが、「総体としての株主」の許容範囲を超えているにもかかわらず、「総体としての株主」による「制約」権が行使ができていないのであるならば、これは、等閑視することの許されない事態であり、こうした事態をひき起している要因が解明されねばならないこととなる。その際、北原のつぎの指摘は、きわめて示唆に富むものである。

「わが国巨大企業において自己資本比率はほぼ20%内外、払込資本はこの半分であり、しかもみせかけの払込みである企業間の株式持合いの分を差引くと、本来の出資分は会社資産＝使用総資本のごくわずかな部分を占めるにすぎない。さらに高率の持合いのため一般株主の経営参加権の形骸化はその極に達している。配当利回りがいかに低くてもこれを変えさせる力は一般株主にはない」(436頁—437頁) このことは、このかぎり、企

業資産の間接的所有主体の中核をなす本来の個人株主を含む「総体としての株主」に、当然帰属すべき支配権の一つである「制約権」が、完全に、空洞化し、形骸化していることとなり、所有者・支配者たりうるものは、「会社それ自体」のみとなり、したがって所有構造・支配構造は、一元的構造となり、北原の主張する「重層的所有・支配構造論」と相反することとなる。

(10) 金融資本型企业集団と「銀行支配」

北原は、一方で、日本の金融資本型企业集団についても、米国と同様に、銀行と産業企業との間に「対等」の関係が存在するとして、銀行による一方的支配を否定している(436頁)。しかしながら、他方で、「銀行支配」、「債権者支配」、あるいは「大株主・銀行連合支配」の存在を主張するような論述を、北原は、行なっている。

「わが国の巨大企業における決定や行動は、他国にみられない高い借入金依存によって、やはり特徴づけられている。もっとも重要な側面は、企業をして資本価値の最大限の自己増殖・蓄積にかりたてる力が、わが国のばあい主に借入れにあるということである。……銀行は、産業資本の使用総資本の大部分を貸付けによって供給している。企業が企業として存続し発展するためには、膨大な借入金に対する利子を確実に支払うことが至上命令となる。企業はそのために最大限の自己増殖を追求せざるをえないし、そうさせるように銀行は融資の量や条件の操作および情報の収集と供給をつうじて、企業の行動を大きく『制約』するのである。ある企業の経営が失敗したにもかかわらず経営者が責任をとろうとしない時、銀行は単独でも圧力を加えるだろうし、最終的には集団内の大株主である他企業と協力して株主総会でこの経営者の更迭を決定することができるのである。」(436頁—437頁) この論述では、借入金に対する利子の支払いという条件

を満たすことができないという限界的状況が設定されていることは確かなのであるが、一般株主に対する低い配当利回りと対比する時に、銀行の「制約」力、したがってまた支配力が見落されてはならないことを示すものである。しかもこのことは、銀行と製造企業との間の「対等の関係」の存在ではなくて、むしろ「銀行支配」の存在を示すものである。

(11) マネジメント・コントロールと新生産体制

北原は、一方で、「労働者大衆の零細な貯蓄をふくむ国民各層の（貨幣）資産が、銀行をつうじて結局、私的大企業における『会社それ自体』の資本として役立てられ、『会社それ自体』のいっそうの強大化にのみ結集するという仕組み……のもたらす諸矛盾の展開の中で、本来的に国民の資産であるものを国民が自ら統制・管理する必要が認識されるようになり、その具体化が現実的課題となる日がいつかはくる」（437頁）と考えている。

他方で、北原は、「現代巨大企業にみられる高度に社会化された大規模な生産活動を実際に統制しているものが、非所有者たる経営者とその配下の多数の管理労働者だということ」（244頁）のうちに、「資本性格を脱した新たな生産組織の可能性」（244頁）、すなわち「生産者全員による社会的統制」（245頁）の可能性、つまり「生産者たち自身が自らの能力を開発しつつ、社会的生産を組織し制御していくことが十分に可能であること」（245頁）を看取している。

さらに北原は、国家による「経済の計画化・統制化」の方向が、「生産の社会化を（所有と管理の社会化をふくめて）資本主義の枠内での極限にまで高め、次の社会体制の物質的基盤を強化する」（373頁）こと、そして「現代国家と独占資本は労働者階級に対して、国家政策や経営政策の決定への『参加』を要請あるいは容認し、その機構をつくり上げていく」（373頁）が、「この『参加』容認といういわば最後の切札は、両刃の剣で

もあり、次の社会体制を担う主体を準備させる側面ももつ」(373頁)と考えている。

したがって北原によれば、「これからの体制的危機と変革の問題は、国独資の諸政策の一定の成功のもとで体制内に統合されてきた労働者階級が、『所有と決定』の独占資本主義的なあり方の部分的変更＝国独資的あり方に満足せず、その根本的変更の必要性を自覚するか否かにかかっている」(374頁)ということになる。

これとは別に、北原は、マネジメント・コントロール型の企業支配形態、さらには現代国家による経済介入が、労働者階級をして現代資本主義に対する受容意識を強化する作用をもっていること、大多数の国民が、現代資本主義の「所有と決定」の仕組みの恩恵にあずかっているかぎり、この仕組みは、自然なものとして受容され維持されていく(437頁)ことは、これを見とめている。これらのことは、現代資本主義の所有と決定の仕組みが、大多数の国民にもたらしている「恩恵」と「矛盾」の解明がさらに必要とされることをわれわれに示す。

(12) 「会社それ自体」による支配の不安定性

北原は、資本制個人企業における個人「資本家」に雇われた「単なる管理者」とは異なって、現代巨大企業における「会社それ自体」の代行者としての「経営者」は、特定の個人大株主の意思からは自立していることを強調する。

「現代巨大企業の実質的所有主体(＝占有主体)であり所有にもとづく支配力を保持する主体は『会社それ自体』であって、経営者は、『会社それ自体』の支配力の行使を『会社それ自体』の内部機構たる経営管理組織の最上部に位置して代行しているのである。

だが、経営者は、他の誰からも指揮・命令されることはなく、その意味

では全く自律的に自らの意思と意識とをもってこの巨大な『会社それ自体』の支配力の行使を代行できる存在である。この点でここでの経営者は、……個人『資本家』に雇われた『単なる管理者』とは質を異にするものである。『単なる管理者』は、個人『資本家』に雇われ、特定の個人『資本家』の直接あるいは窮極的な支配のもとに、あるいはその意思を体して、企業の経営管理を行なうものであり、主人である個人『資本家』の意思に反する決定を行なえば、個人資本家の意思によっていつでも容易に解任される関係にあった。

これに反し、現代巨大企業の経営者は、特定の『資本家』に雇われているわけでは決してない。ここでは、経営管理において、経営者に対して、自らの意思をおしつけ、自らの意思に反したばあいには経営者をただちに解任できるような『人としての資本家』が存在しているわけではない。」(237頁)

この北原の論述からは、いわゆるマネジメント・コントロールの安定性が導き出される。これとの対比で、支配的大株主による支配、すなわち過半数持株支配以外の「支配」形態の場合には、「程度の差はあれ、大株主は、会社の意思決定、企業活動の管理を、完全かつ安定的に自己の意思のもとにおくことはできない。」(106頁)として、その不安定性を北原は強調している。なぜなら、北原によれば、中核的大株主の場合でさえ、「分散的であるとはいえ、多数の小株主が結束して過半数をしめたり、他の主体による株主買収によって自己の中核的地位が脅かされる可能性が存在している」(105頁)からである。したがって「この『中核的大株主』は会社支配を掌握しつづけるためには多数の株主の同意を得るために一定の努力が必要である。」(105頁)

このように「中核的大株主」による会社支配ですら、不安定であるとするならば、非所有者である経営者によるコントロールは、何故に安定性を

もちうると言われるのであろうか。この場合でも、経営者によるコントロールは、株式の過半数を所有する株主の同意を必要としており、やはり「分散的であるとはいえ、多数の小株主が結束して過半数をしめる可能性」は依然存在しているのである。しかも、北原自身、いかに零細株主であれ、それらが結束するならば経営者を更迭する力をもっていることについては、これを他の人以上に認めているのである。すなわち「総体としての株主」を制約という形の支配主体として、北原は、位置づけているのである。このことは、「総体としての株主」の同意が得られるばあいにものみ、マネジメント・コントロールが成立しうることを意味する。

それだけではない。マネジメント・コントロール自体が、「生産の社会化」・「統制の社会化」を介して、新たな生産組織の可能性を創出するとするなら、「株主支配」から「新たな生産組織」へ移行する過渡的な「企業支配」の形態ということにもなる。

7 結

本稿の課題とするところは、北原の独自の「会社それ自体支配」論をできるかぎり内在的に吟味することを介して、(1) 企業の支配者は誰なのか、(2) 企業の支配者が経営者に押しつけている「意思」の内実は何であるのか、(3) 企業の支配者の変更は存在するのか、存在するとして、それはどのような要因によって生じたものであるのか、(4) 企業の支配者の変更は、企業活動に対してどのような影響を与えるのか、といった一連の問題を解明することにより、企業活動の支配主体が企業活動の基本的性格に及ぼしている影響について考察することであった。

さて、第1の現代巨大企業の支配者は誰なのかという問題については、

北原は、コントロール主体としての「会社それ自体」を実質的支配者として強調しているのであるが、われわれは、むしろ北原が制約主体として位置づけている「株主一般」・「総体としての株主」こそが、北原の所論に立脚するかぎりでは、ひとまずは、現代巨大企業の窮極的支配者であると解する。というのは、コントロール主体の行なうコントロール活動、具体的には、「会社それ自体」の代行者としての経営者のコントロール活動は、北原自身が、「総体としての株主」によって、枠づけられ、方向づけられており、この大枠と方向から経営者が逸脱することは許されないと主張しているからである。

しかも北原自身、「会社それ自体」による結合資本＝現実資本の直接的・実質的所有にもとづく「コントロール」は、それ自体単独で存在するものではけっしてなく、常に「総体としての株主」による結合資本＝現実資本の間接的所有にもとづく「制約」と組みになって、一対になって存在するものであることを、再三再四注意している。このことは、われわれの理解するところによれば、いわゆるマネジメント・コントロールを、「会社それ自体」による所有にもとづく支配の現象形態として把握するだけではいまだ十分ではなく、さらに、それを許し、かつそれを必要と判断した「総体としての株主」の存在があることが見落されてはならないことを意味している。換言すれば、北原自身の主張に忠実であるとするならば、「総体としての株主」による「制約」の枠内において、結合資本の増殖と蓄積を志向して企業活動をコントロールすることを「総体としての株主」によって期待されて、意図的に構築された機構こそが、「会社それ自体」であるということに論理的にはならざるをえない。

このようにして「総体としての株主」こそが「支配者」として考えられる場合に、それでは、第2の問題、すなわち、現代企業の支配者が経営者

に押しつけている「意思」の内実は何であるのかという問題については、われわれはどのように答えればよいのであろうか。この問題は、結局、「総体としての株主」が「会社それ自体」によるコントロールに課している「制約」の内容を明らかにするという問題に還元される。「制約」の内容については、北原自身は、一定の配当と株価の維持（上昇）のみを挙げているのであるが、その中味は、むしろ、独占的市場構造のもとでなお残存している企業間競争に伍して、結合資本の自己増殖と蓄積の計画的実現をはかること、したがって北原のいうところの「独占部門における利潤の長期継続的最大化」ではないであろうか。

ここでわれわれが想起するべきは、北原のつぎの論述である。「資産を私的消費にあてる可能性を全く閉ざし、ただひたすらに価値増殖のために資産を資本として運動させることに専念する、あるいは専念せざるをえない株式会社は、そのかぎりでも、『資本の人格化としての資本家』らしい資本家であるといえよう。」(101頁)

われわれがこの論述に注目するのは、個々の株主が、一方で「生産資本」とくに「利潤生み資本」の見地を放棄して、たんなる「貨幣資本」の短期的見地、とくに「利子生み資本」の見地にはしる傾向をもつとともに、他方で、「資本の人格化としての資本家」に必要な決定能力と行動能力を常に保育するものでは必ずしもないことを考える時に、「資本の人格化としての資本家」として常時機能する制度的機構が必要とされるのであるが、こうした制度的機構として、すなわち、「総体としての株主」によって提供された資金（貨幣資本）の全体である「結合資本」を「生産資本」として商品生産活動に投下することによって、継続的に、「結合資本」の自己増殖と蓄積にひたすら邁進する制度的機構として考案されたものこそが、「株式会社」であり、「会社それ自体」であると解されるからである。

株主支配と「会社それ自体」支配

ところで第3の問題、すなわち支配者の変更の有無とその生成要因の問題については、北原自身は、個々の大株主が制約主体であると同時にコントロール主体でもあるような段階から、「会社それ自体」がコントロール主体でかつ「総体としての株主」が制約主体となる段階への移行という形で、支配者の変更を積極的に主張している。ただしその場合北原において、「支配」は、「コントロール」と「制約」の二つを含むものとして概念規定されている。今、北原のいう「制約」のみを「支配」として考えるならば、この場合には、個々の特定の大株主から「総体としての株主」への支配者の変更が、北原によって主張されていることとなる。

他方で「資本の人格化としての資本家」に関して、北原は、個人資本家から「会社それ自体」が資本家にあたる存在となる形での変更を強調している。いずれにしても、支配者の変更、資本家の変更の事実については、これを北原は肯定するのみならず、強調してさえいる。その上で、こうした変更を生ぜしめる要因としては、(1) 必要資本量の増大、(2) 資本価値の継続的増殖の必要性、および(3) 経営管理活動の複雑性の増大を指摘するとともにさらにその背後にある、競争的市場構造から独占的市場構造への企業の市場構造の変化を挙げている。要するに独占的市場構造のもとでの資本の増殖と蓄積を実現するためには、株式会社という法形式と、経営管理組織という管理機構が不可欠となっていると解されているのである。このことは、個人大株主による「制約」と「コントロール」という一元的支配構造よりも、総体としての株主による「制約」と会社それ自体による「コントロール」という重層的支配構造の方が、独占的市場構造のもとでの企業支配の構造としては、ふさわしいことを意味している。

第4の支配者の変更が企業活動の基本的動機および行動目標に与える影響に関しては、北原自身は、独占的市場構造自体が、企業支配のいかに

かかわらず、特定の行動目標の設定とその実現を企業のコントロール主体に要請するものと想定している。ただしこの要請にこたえるためには一定の専門的管理能力、しかもそれも個人のそれではなくて「組織」のそれが必要とされていることを考慮に入れるとするならば、経営管理組織によるコントロールの有無、およびこの組織全体のコントロール能力の水準は、企業の行動目標の実現の程度を大きく左右するといわざるをえない。ということは、これは、独占的市場構造下の企業にもとめられている企業行動をとりうる行動主体として、必要とされる多様な情報の収集能力・分析能力・判断能力をもった専門家から構成された経営管理組織が不可欠となることを意味している。すなわち、独占的市場構造は、個別企業による「計画化」活動を可能にらしめ、したがってまた企業間競争に勝ち残るために、個別企業に対して、他企業よりもすぐれた「計画化」活動の決定と実行とを強制することになるのである。したがって、一元的支配構造から重層的支配構造への支配構造の変化は、独占的市場構造によって必要とされたものであると同時に、重層的支配構造の有無と、その内実とは、現代巨大企業の目標設定能力とその目標の達成能力とを大きく左右するものであるということになる。

以上が、北原の所論の内在的吟味をとおして、本稿の課題を構成する四つの「問い」に対する解答として、われわれが導き出しうるものである。

ただし、北原自身は、現代資本主義における資本家としては、どこまでも「会社それ自体」を「資本家にあたる存在」として把握し、「会社それ自体」の代行者としての専門的経営者が、「能動的・活動的な資本家的支配階級としての役割」を演じていることを主張している。そして、このことは、北原自身は、現代巨大企業の支配者としては、むしろ「会社それ自体」とその代行者としての専門的経営者を考えていることを意味している。

しかもそれは、結局、「支配」の中核的内容として、「コントロール」と「決定」を北原がより重要視しているところにもとづいている。したがってコントロール主体・決定主体が、個人大株主から、「会社それ自体」とその代行機関としての「経営者をトップとする経営管理組織」に変容しているところに、現代資本主義を現代資本主義たらしめている特徴を北原自身は見出している。

それにもかかわらず、北原は、所論の土壇場では、思い出したように、制約主体としての「株主総体」の存在にわれわれの注意を向けさせ、株主総体が経営者を更迭させる力をもっていることを強調している。「株式会社をして資本制企業として運動するように、自己の意思をおしつけている存在は株主（一般）である。本来、株式会社は、一定程度の配当と株価の維持（上昇）を期待した株主の出資という意思的行為によって成立したものであり、株主のこの出資行為こそ会社に営利を目的として行動することを義務づけ、会社資産に資本としての自己増殖活動をなさしめるようないわば遺伝子と始動エネルギーを付与するものにほかならない。これによって会社が資本家的な魂＝意思をもつことになるといってもよい。より具体的には企業の管理・運営を委任された経営者は、会社資産を増殖させ、その成果（の一部）を株主に配分する義務を遂行しているかぎり、その地位にとどまれるのであって、もしそれを継続的に怠ったり失敗したりすれば株主の総意によって更迭されることになる。これが原則である。」（118頁－119頁）

北原のこの論述は、「会社それ自体」を「資本の人格化としての資本家」として創出する主体として、さらに、その背後に株主（一般）が存在していることを力説するものである。すなわちこの論述は、「会社それ自体」とその代行者としての経営者は、あくまでも株主（一般）がおしつける意思の執行機関であること、したがって企業の窮極的支配者は、むしろ株主

(一般)であることを意味している。つまり、北原は、一方では企業の実質的支配者として「会社それ自体」を挙げ、他方では企業の窮極的支配者として「株主(一般)」を挙げていることになるので両者の関連づけがいまだ必ずしも明確ではないことになる。さらに、窮極的支配者が、株主一般であるのか、相対的大株主であるのかという問題も残されている。

こうした問題点が存在してはいるのであるが、それにもかかわらず、一方では、資本制企業としての連続性を看過することなしに、おさえた上で、他方で、企業における「所有と支配」の変容、さらには、個人資本家・個人大株主を資本家とする「個人資本主義」ないし「個人株主資本主義」から、「会社それ自体」が「資本家にあたる存在」となる「会社資本主義」ないし「法人資本主義」への資本主義の変容が明白な形でわれわれの前に提示されていることを、北原の所論の貢献として、われわれはここで特記しなければならない。

この場合に、「法人資本主義」という言葉そのものは、奥村 宏によってはじめて使用されるようになったものではあるが、しかし北原自ら指摘するように、「会社による他社株券の所有と会社による自社の現実資本の(実質的)所有との区別と連関がはっきりしていない」(441頁)ために、「会社それ自体」の性格が奥村にあっては明瞭でない。そして、そのことの結果として、「法人資本主義」そのものも、必ずしも明らかではない。これに対して、北原の所論においては、「法人資本主義」という言葉こそは使われてはいないのであるが、「会社それ自体」の性格を自社の現実資本の実質的所有者としてより明瞭に規定する努力が払われているために、個人大株主による人格的企業管理から、「会社それ自体」による非人格的・構造的企業管理への変容という形で「現代資本主義」の特徴がより明確にされている。

株主支配と「会社それ自体」支配

これを要するに、北原の所論からわれわれが学びとることができるのは、個人資本家、すなわち「人としての資本家」による資本価値の増殖・蓄積活動が展開される資本主義から、「会社それ自体」という「機構」それ自体が、「資本家」にあたる存在として、資本価値の増殖と蓄積に邁進する資本主義に変容したところに、したがって経済権力の所在が、「人としての資本家」から、「会社それ自体」という機構そのもの、そしてその機構の中心部分に位置し、もっぱらその機構から与えられている資本価値の増殖と蓄積という職務の遂行に専心することを期待された、しかもそれ自身は所有者でもなければ占有者でもない「経営者」に移行しているところに、つまり、機構が人を動かしているところに現代資本主義の特質が存在していること——これである。

(完)